

令和 8 年 第 1 回 中 泊 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (3月4日)

議事日程	1
出席議員	4
欠席議員	4
出席説明員	4
職務のため出席した事務局職員	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定について	6
日程第 4 報告第 3 号から日程第 5 1 議案第 4 4 号まで	6
・ 報告第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 9 号について)	
・ 報告第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 1 0 号について)	
・ 報告第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 7 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 5 号について)	
・ 報告第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 1 1 号について)	
・ 報告第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 1 2 号について)	
・ 報告第 8 号 中泊町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について	
・ 議案第 3 号 令和 8 年度中泊町一般会計予算について	
・ 議案第 4 号 令和 8 年度中泊町国民健康保険特別会計予算について	
・ 議案第 5 号 令和 8 年度中泊町介護保険事業特別会計予算について	
・ 議案第 6 号 令和 8 年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について	
・ 議案第 7 号 令和 8 年度中泊町水道事業特別会計予算について	

- ・議案第 8 号 令和 8 年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- ・議案第 9 号 令和 8 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- ・議案第 10 号 中泊町地域裨益型再生可能エネルギー共創条例の制定について
- ・議案第 11 号 中泊町地域裨益基金条例の制定について
- ・議案第 12 号 中泊町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例の制定
について
- ・議案第 13 号 中泊町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条
例の制定について
- ・議案第 14 号 中泊町トレーラーハウス施設事業条例の制定について
- ・議案第 15 号 中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の全部改正につ
いて
- ・議案第 16 号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改
正について
- ・議案第 17 号 中泊町特別職職員の旅費に関する条例の一部改正について
- ・議案第 18 号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一
部改正について
- ・議案第 19 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- ・議案第 20 号 中泊町職員定数条例の一部改正について
- ・議案第 21 号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- ・議案第 22 号 中泊町介護保険条例の一部改正について
- ・議案第 23 号 中泊町森林公園条例の一部改正について
- ・議案第 24 号 中泊町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- ・議案第 25 号 中泊町道路占用料等徴収条例の一部改正について
- ・議案第 26 号 中泊町下前体育館条例の廃止について
- ・議案第 27 号 令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 13 号について
- ・議案第 28 号 令和 7 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号につい
て
- ・議案第 29 号 令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号につい
て
- ・議案第 30 号 令和 7 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号につ

いて

- ・議案第31号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ・議案第32号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ・議案第33号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ・議案第34号 中泊町教育委員会教育長の任命について
- ・議案第35号 中泊町教育委員会委員の任命について
- ・議案第36号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- ・議案第37号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定について
- ・議案第38号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定について
- ・議案第39号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について
- ・議案第40号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について
- ・議案第41号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定について
- ・議案第42号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について
- ・議案第43号 中泊町の集会施設等に係る指定管理者の指定について
- ・議案第44号 中泊町過疎地域持続的発展計画の策定について

日程第52 予算特別委員会の設置	15
散会の宣告	16

第2号 (3月6日)

議事日程	17
出席議員	17
欠席議員	17
出席説明員	17
職務のため出席した事務局職員	18
開議の宣告	19
日程第1 一般質問	19
9番 川山光則議員	19
5番 塚本悦子議員	24

1 番 鈴木長一郎議員	2 8
6 番 荒関富雄議員	3 3
散会の宣告	4 0

第 3 号 (3月13日)

議事日程	4 1
出席議員	4 3
欠席議員	4 4
出席説明員	4 4
職務のため出席した事務局職員	4 4
開議の宣告	4 6
日程第 1 報告第 3 号	4 6
・報告第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 9 号について)	
日程第 2 報告第 4 号	4 7
・報告第 4 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 1 0 号について)	
日程第 3 報告第 5 号	4 9
・報告第 5 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 7 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 5 号について)	
日程第 4 報告第 6 号	5 0
・報告第 6 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 1 1 号について)	
日程第 5 報告第 7 号	5 3
・報告第 7 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 1 2 号について)	
日程第 6 議案第 3 号から日程第 1 2 議案第 9 号まで	5 4
・議案第 3 号 令和 8 年度中泊町一般会計予算について	
・議案第 4 号 令和 8 年度中泊町国民健康保険特別会計予算について	
・議案第 5 号 令和 8 年度中泊町介護保険事業特別会計予算について	

・議案第 6 号	令和 8 年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について	
・議案第 7 号	令和 8 年度中泊町水道事業特別会計予算について	
・議案第 8 号	令和 8 年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について	
・議案第 9 号	令和 8 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について	
日程第 1 3	議案第 1 0 号から日程第 1 4 議案第 1 1 号まで	6 0
・議案第 1 0 号	中泊町地域裨益型再生可能エネルギー共創条例の制定について	
・議案第 1 1 号	中泊町地域裨益基金条例の制定について	
日程第 1 5	議案第 1 2 号	6 3
・議案第 1 2 号	中泊町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例の制定 について	
日程第 1 6	議案第 1 3 号	6 4
・議案第 1 3 号	中泊町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条 例の制定について	
日程第 1 7	議案第 1 4 号	6 6
・議案第 1 4 号	中泊町トレーラーハウス施設事業条例の制定について	
日程第 1 8	議案第 1 5 号から日程第 2 1 議案第 1 8 号まで	6 7
・議案第 1 5 号	中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の全部改正につ いて	
・議案第 1 6 号	中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改 正について	
・議案第 1 7 号	中泊町特別職職員の旅費に関する条例の一部改正について	
・議案第 1 8 号	中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一 部改正について	
日程第 2 2	議案第 1 9 号	7 0
・議案第 1 9 号	中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
日程第 2 3	議案第 2 0 号	7 2
・議案第 2 0 号	中泊町職員定数条例の一部改正について	
日程第 2 4	議案第 2 1 号	7 4
・議案第 2 1 号	中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について	
日程第 2 5	議案第 2 2 号	7 5

・議案第 2 2 号 中泊町介護保険条例の一部改正について	
日程第 2 6 議案第 2 3 号	7 7
・議案第 2 3 号 中泊町森林公園条例の一部改正について	
日程第 2 7 議案第 2 4 号	7 8
・議案第 2 4 号 中泊町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	
日程第 2 8 議案第 2 5 号	7 9
・議案第 2 5 号 中泊町道路占用料等徴収条例の一部改正について	
日程第 2 9 議案第 2 6 号	8 0
・議案第 2 6 号 中泊町下前体育館条例の廃止について	
日程第 3 0 議案第 2 7 号	8 1
・議案第 2 7 号 令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 1 3 号について	
日程第 3 1 議案第 2 8 号	8 6
・議案第 2 8 号 令和 7 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号につい て	
日程第 3 2 議案第 2 9 号	9 0
・議案第 2 9 号 令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号につい て	
日程第 3 3 議案第 3 0 号	9 1
・議案第 3 0 号 令和 7 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号につ いて	
日程第 3 4 議案第 3 1 号から日程第 3 6 議案第 3 3 号まで	9 3
・議案第 3 1 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
・議案第 3 2 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
・議案第 3 3 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について	
日程第 3 7 議案第 3 4 号	9 5
・議案第 3 4 号 中泊町教育委員会教育長の任命について	
日程第 3 8 議案第 3 5 号	9 6
・議案第 3 5 号 中泊町教育委員会委員の任命について	
日程第 3 9 議案第 3 6 号	9 7
・議案第 3 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	

日程第 4 0	議案第 3 7 号	9 7
	・議案第 3 7 号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定について	
日程第 4 1	議案第 3 8 号	9 9
	・議案第 3 8 号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定について	
日程第 4 2	議案第 3 9 号から日程第 4 5 議案第 4 2 号まで	1 0 0
	・議案第 3 9 号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について	
	て	
	・議案第 4 0 号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について	
	・議案第 4 1 号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定について	
	・議案第 4 2 号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について	
	て	
日程第 4 6	議案第 4 3 号	1 0 2
	・議案第 4 3 号 中泊町の集会施設等に係る指定管理者の指定について	
日程第 4 7	議案第 4 4 号	1 0 3
	・議案第 4 4 号 中泊町過疎地域持続的発展計画の策定について	
日程の追加		1 0 5
町長追加提案理由の説明		1 0 5
追加日程第 1	議案第 4 5 号	1 0 6
	・議案第 4 5 号 工事請負契約の締結について	
日程第 4 8	発議第 1 号	1 0 7
	・発議第 1 号 議員派遣について	
日程第 4 9	委員会付託	1 0 7
閉会の宣告		1 0 8
署 名		1 0 9

第1回中泊町議会定例会

令和 8年 3月 4日（水曜日）

○議事日程 第1号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和7年度中泊町一般会計補正予算第9号について)
- 5 報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和7年度中泊町一般会計補正予算第10号について)
- 6 報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第5号について)
- 7 報告第 6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和7年度中泊町一般会計補正予算第11号について)
- 8 報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和7年度中泊町一般会計補正予算第12号について)
- 9 報告第 8号 中泊町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について
- 10 議案第 3号 令和8年度中泊町一般会計予算について
- 11 議案第 4号 令和8年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 12 議案第 5号 令和8年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 13 議案第 6号 令和8年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- 14 議案第 7号 令和8年度中泊町水道事業特別会計予算について

- 1 5 議案第 8 号 令和 8 年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算
について
- 1 6 議案第 9 号 令和 8 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算
について
- 1 7 議案第 1 0 号 中泊町地域裨益型再生可能エネルギー共創条例の
制定について
- 1 8 議案第 1 1 号 中泊町地域裨益基金条例の制定について
- 1 9 議案第 1 2 号 中泊町子ども第三の居場所の設置及び管理に関す
る条例の制定について
- 2 0 議案第 1 3 号 中泊町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基
準を定める条例の制定について
- 2 1 議案第 1 4 号 中泊町トレーラーハウス施設事業条例の制定につ
いて
- 2 2 議案第 1 5 号 中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の
全部改正について
- 2 3 議案第 1 6 号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について
- 2 4 議案第 1 7 号 中泊町特別職職員の旅費に関する条例の一部改正
について
- 2 5 議案第 1 8 号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関
する条例の一部改正について
- 2 6 議案第 1 9 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について
- 2 7 議案第 2 0 号 中泊町職員定数条例の一部改正について
- 2 8 議案第 2 1 号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改
正について
- 2 9 議案第 2 2 号 中泊町介護保険条例の一部改正について
- 3 0 議案第 2 3 号 中泊町森林公園条例の一部改正について
- 3 1 議案第 2 4 号 中泊町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部
改正について
- 3 2 議案第 2 5 号 中泊町道路占用料等徴収条例の一部改正について
- 3 3 議案第 2 6 号 中泊町下前体育館条例の廃止について
- 3 4 議案第 2 7 号 令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 1 3 号につ

- いて
- 3 5 議案第 2 8 号 令和 7 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について
 - 3 6 議案第 2 9 号 令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について
 - 3 7 議案第 3 0 号 令和 7 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について
 - 3 8 議案第 3 1 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 3 9 議案第 3 2 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 4 0 議案第 3 3 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 4 1 議案第 3 4 号 中泊町教育委員会教育長の任命について
 - 4 2 議案第 3 5 号 中泊町教育委員会委員の任命について
 - 4 3 議案第 3 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
 - 4 4 議案第 3 7 号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定について
 - 4 5 議案第 3 8 号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定について
 - 4 6 議案第 3 9 号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について
 - 4 7 議案第 4 0 号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について
 - 4 8 議案第 4 1 号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定について
 - 4 9 議案第 4 2 号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について
 - 5 0 議案第 4 3 号 中泊町の集会施設等に係る指定管理者の指定について
 - 5 1 議案第 4 4 号 中泊町過疎地域持続的発展計画の策定について
 - 5 2 予算特別委員会の設置

○出席議員（13名）

1番	鈴木	長一郎	君	2番	田中	洋	君
3番	成田	直人	君	4番	秋元	隆	君
5番	塚本	悦子	君	6番	荒関	富雄	君
7番	秋田	博	君	8番	兵庫	桂蔵	君
9番	川山	光則	君	10番	青山	雅晴	君
11番	沖崎	勲	君	12番	野上	憲幸	君
13番	長利	司	君				

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町長	濱舘	豊光	君
副町長	三上	晃瑠	君
兼総務課長			
兼事務取			
教育長	鈴木	信也	君
代表監査委員	外崎	良造	君
財政課長	木元	剛	君
総合戦略課長	越野	進一	君
税務会計課長	山中	哲哉	君
町民課長	古川	明彦	君
福祉課長	長谷川	朱子	君
環境整備課長	鈴木	輝文	君
農政課長	古川	優	君
水産商工観光課長	鈴木	統生	君
小泊支所長	阿部	弘喜	君
教育課長	田中	綾人	君
上下水道課長	今	芳文	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	長利	香代子	君
------	----	-----	---

総務課行政係
議会事務局

白川 隼 君
瓜田 雅也 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

- 議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、令和 8 年第 1 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（長利 司君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により 6 番、荒関富雄議員及び 7 番、秋田博議員を指名します。

◎会期の決定について

- 議長（長利 司君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から 3 月 13 日までの 10 日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から 3 月 13 日までの 10 日間に決定しました。

◎日程第 4 報告第 3 号から日程第 5 1 議案第 4 4 号
まで

- 議長（長利 司君） 日程第 4、報告第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件から日程第 5 1、議案第 4 4 号 中泊町過疎地域持続的発展計画の策定についてまでを一括して上程します。
町長に提案理由の説明を求めます。
濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

- 町長（濱館豊光君） 令和 8 年第 1 回中泊町議会定例会を招集いたしました

ところ、議員の皆様方には、公私ご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日、ここに令和8年第1回中泊町議会定例会が開会され、令和8年度当初予算をはじめ、各般にわたる議案につきましてご審議を願うにあたり、町政の運営に関する所信の一端を明らかにするとともに、提出をさせていただきました報告6件、議案42件の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

令和8年度の予算編成にあたっては、近年の物価上昇による生活・地域経済への影響をしっかりと認識しつつ、町税などの自主財源が少ない脆弱な財政構造の中においても、地域資源を強化・活用し、地域経済の活性化、将来を見据えた教育・人づくり、DXの推進等の施策を積極的に展開し、将来にわたり持続可能なまちをつくることに主眼を置いて進めてまいりました。

令和8年度は、まちづくりの指針となる第3次長期総合計画の初年度であります。

新たなまちの将来像「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち中泊」の実現に向け、「しごと」、「くらし」、「ひと」の3つの柱に沿って、農林水産業の振興、医療福祉・教育・子育ての充実、地域コミュニティや防災力の向上、デジタル化の推進、国の脱炭素先行地域選定を受けた脱炭素社会実現に向けた取り組み、国名勝指定を受けた宮越家庭園「静川園」の観光、教育面での活用など、それぞれの分野で計画的に目標達成に努めてまいりたいと存じます。

それでは、本議会に提出をさせていただきます案件につきましてご説明申し上げます。

報告第3号は、令和7年度中泊町一般会計補正予算第9号についてであります。

衆議院議員総選挙に係る事務を実施するため、所要の予算補正を専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

報告第4号は、令和7年度中泊町一般会計補正予算第10号であります。

豪雪に伴う除排雪経費を増額するため、所要の予算補正を専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

報告第5号は、令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第5号であります。

中里団地増圧ポンプ取替工事等を実施するため、所要の予算補正を専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

報告第6号は、令和7年度中泊町一般会計補正予算第11号であります。

災害救助法に基づく災害応急対策等を行うため、所要の予算補正を専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

報告第7号は、令和7年度中泊町一般会計補正予算第12号であります。

除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

報告第8号は、中泊町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定についてであります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、中泊町インフルエンザ等対策行動計画を改定いたしましたので、これを報告するものであります。

議案第3号は、令和8年度中泊町一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも79億5,700万円とし、前年度当初予算に対して4億8,100万円の減とするものであります。

それでは、歳出事業の主なもの及び特徴的なものについてご説明をさせていただきます。

総務費に、小泊地域における交通弱者の足を確保するための生活応援乗合タクシー実証事業、地域に密着した起業への支援として、地域密着型起業支援事業費を計上した他、高等学校通学サポート助成や地域コミュニティの強化を目的とした兼任集落支援員設置事業を引き続き実施して参ります。

民生費に、総合福祉センター運営費や、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るための幼児教育の無償化を継続していくほか、手厚い支援を必要とする子どもへの居場所として今年度整備をさせていた

だきました子ども第三の居場所の運営費などを計上し、地域福祉の推進に努めて参ります。

衛生費において、一般廃棄物最終処分場の埋立て容量の確保に向け、一般廃棄物最終処分場延命事業費を計上し、また乳幼児から高校卒業までの医療費・予防接種費用の無料化を継続して実施するとともに、物価高騰対応重点支援事業として、水道料金減免事業を実施いたします。

農林水産業費では、物価高騰対策事業として、種籾の購入費用の助成、十三湖・宮野沢・薄市・今泉地区のほ場整備事業、森林環境譲与税積立基金を活用した森林経営管理事業、また、未利用魚の利活用を検討し、将来の新たな水産需要の掘り起こしに取り組んで参ります。

商工費に、起業・創業を目指す事業者へ支援するための起業・創業チャレンジ支援事業、トレーラーハウスを宿泊施設として活用するための運営費、町の観光資源・魅力の発信などを通じて、商工・観光振興に努めて参ります。

土木費に、国・県・市町村道の除雪状況を可視化し、情報提供するため除排雪GPS導入事業、道路新設改良事業や橋梁の長寿命化事業、町河川の護岸工事費を計上し、インフラの適正な管理及び整備に努めて参ります。

消防費に、五所川原地区消防事務組合北部中央消防署に整備する救助工作車に係る負担金やJ-ALERTの更新費用を計上し、地域の消防・防災力の強化に取り組んで参ります。

教育費では、部活動を地域移行するための地域クラブ活動事業、中里地域の小中学校の統合整備に向けた中里地域小中学校整備事業のほか、公設塾運営事業、メタバースを活用したオンライン英語教育に取り組む先進的学校教育推進事業、国の名勝に指定をされました宮越家「静川園」の保存・活用など、教育の振興に取り組んで参ります。

歳入につきましては、町税及び地方交付税のほか、国庫支出金、県支出金及び町債などの見込み額を精査した上で計上し、財源調整のため財政調整基金繰入金などを計上いたしております。

議案第4号は、令和8年度中泊町国民健康保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、事業勘定で歳入歳出とも13億2,892

万6,000円、診療施設勘定で歳入歳出とも1億5,170万7,000円とするものであります。

議案第5号は、令和8年度中泊町介護保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも1億8,841万7,000円とするものであります。

議案第6号は、令和8年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも3億5,819万4,000円とするものであります。

議案第7号は、令和8年度中泊町水道事業特別会計予算についてであります。

収益的収入及び支出予定額として、収入に3億2,233万9,000円を、支出に2億9,833万6,000円を計上し、純利益2,400万3,000円を見込んでおります。

また、資本的支出予定額として1億4,990万4,000円を計上いたしております。

資本的支出予定額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

議案第8号は、令和8年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

収益的収入及び支出予定額として、収入に3,890万6,000円を、支出に5,017万3,000円を計上し、収支で1,126万7,000円の不足を見込んでおります。

不足額は、前年度繰越利益剰余金で補てんするものであります。

また、資本的収入及び支出予定額として同額の1,552万7,000円を計上いたしております。

議案第9号は、令和8年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

収益的収入及び支出予定額として、収入に2,162万9,000円を、支出に2,700万5,000円を計上し、収支で537万6,000円の不足を見込んでおります。

不足額は、前年度繰越利益剰余金で補てんするものであります。

また、資本的収入及び支出予定額として同額の1,212万3,000円を計上いたしております。

議案第10号は、中泊町地域裨益型再生可能エネルギー共創条例の制定についてであります。

議案第11号は、中泊町地域裨益基金条例の制定についてであります。

再生可能エネルギーの導入等により、地域外事業者から裨益とエネルギーを享受し、持続可能な地域づくりを目的とした条例の制定とそのため基金を設立するものであります。

議案第12号は、中泊町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

中泊町子ども第三の居場所を設置し、生活環境等に困難を抱える子どもと保護者に総合的な支援を行うため、条例を制定するものであります。

議案第13号は、中泊町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第14号は、中泊町トレーラーハウス施設事業条例の制定についてであります。

災害時の避難所における生活環境向上推進及び平常時の宿泊施設としての活用による地域活性化を図るため、条例を制定するものであります。

議案第15号は、中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の全部改正について。

議案第16号は、中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。

議案第17号は、中泊町特別職職員の旅費に関する条例の一部改正について。

議案第18号は、中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。

いずれも、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をするため、条例を改正するものであります。

議案第19号は、中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

委員報酬等の見直し及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第20号は、中泊町職員定数条例の一部改正についてであります。

事務事業における組織体制の強化を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第21号は、中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてであります。

住民基本台帳カードの有効期間の満了に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第22号は、中泊町介護保険条例の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、保険料の段階に特例措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第23号は、中泊町森林公園条例の一部改正についてであります。

中泊町森林公園ふれあいセンターの使用料について、宿泊施設の機能向上と安定経営を図るため、条例の一部を改正するものであります。

議案第24号は、中泊町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてであります。

一般廃棄物処理業の許可に関する事務をつがる西北五広域連合に委譲することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第25号は、中泊町道路占用料等徴収条例の一部改正についてであります。

道路法施行令の一部を改正する法令の施行に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第26号は、中泊町下前体育館条例の廃止についてであります。

旧下前小学校体育館について、体育館として利用しなくなったため条例を廃止するものであります。

議案第27号は、令和7年度中泊町一般会計補正予算第13号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも3億659万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を92億9,504万8,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に財政調整基金積立金を計上し、農林水産業費に県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業、県営農地中間管理機構関連農地整備事業負担金、土木費に町道354号線舗装補修工事、田の沢川護岸補修工事を計上したほか、各費目につきまして、既決予算の精査などにより、所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、交付額の確定により普通交付税を計上し、歳出との関連において、国庫・県支出金、町債などを調整して計上したほか、各費目で収入見込額を精査し計上いたしております。

繰越明許費補正では、コンビニ証明発行システム改修事業など9事業を追加設定し、債務負担行為補正では、指定管理者制度による公の施設の管理運営業務を計上したほか、令和8年度に予定する経費のうち、本年度において契約の締結を要するものを追加設定し、人件費及び物価高騰に伴う施設の管理運営業務に係る限度額の変更をいたしております。

なお、地方債補正では、新規事業の実施に伴い、橋梁長寿命化事業を追加し、事業費の変更に伴う町債限度額を変更いたしております。

議案第28号は、令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも1,567万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億5,694万2,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、財政調整基金積立金及び直営診療施設勘定繰出金の追加、歳入につきましては、県支出金及び繰入金を追加し、歳出との関連により、財政調整基金繰入金を減額いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも983万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,599万7,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費及び医業費を減額し、歳入につきましては、診療収入を減額いたしております。

議案第 29 号は、令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも 1, 420 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 19 億 8, 124 万 4, 000 円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、保険給付費の介護サービス給付費及び地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費等を追加いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連により、支払基金交付金等を追加いたしております。

議案第 30 号は、令和 7 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも 1, 404 万 9, 000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 億 4, 361 万 3, 000 円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、後期高齢者医療連合納付金の増額であります。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料を増額いたしております。

議案第 31 号から議案第 33 号は、中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

現委員、佐藤るり子氏、長利俊広氏、阿部二郎氏の任期が令和 8 年 5 月 16 日をもって満了することに伴い、後任の委員を選任するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

議案第 34 号は、中泊町教育委員会教育長の任命についてであります。

現教育長、鈴木信也氏の任期が令和 8 年 6 月 12 日をもって満了することに伴い、後任の教育長を任命するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

議案第 35 号は、中泊町教育委員会委員の任命についてであります。

現委員、宮越寛氏の任期が令和 8 年 5 月 17 日をもって満了することに伴い、後任の委員を任命するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

議案第 36 号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める

の件であります。

現委員、鳴海晃氏の任期が令和8年6月30日で満了することに伴い、後任の委員を推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

議案第37号から議案第43号は、指定管理者の指定についてであります。

対象となる施設は、順に、中泊町徐福の里物産品直売所、中泊町基幹集落センター、中泊町折腰内オートキャンプ場、中泊町すくすくこども館、中泊町折腰内交流施設、中泊町高齢者生活福祉センターの公募による6施設と、非公募による中泊町の集会施設等の18施設についてであります。

令和8年3月31日をもって指定期間満了となる各施設について、それぞれ4月1日からの指定管理者を指定するものであります。

議案第44号は、中泊町過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和8年度から令和12年度までの5か年間の計画を策定をいたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何卒、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願い致します。

◎日程第52 予算特別委員会の設置

○議長（長利 司君） 日程第52、予算特別委員会の設置の件を議題にします。

お諮りします。議案第3号から議案第9号までの令和8年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第9号までの令和8年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時26分

第1回中泊町議会定例会

令和 8年 3月 6日 (金曜日)

○議事日程 第2号

1 一般質問

○出席議員 (13名)

1番 鈴木 長一郎 君	2番 田中 洋 君
3番 成田 直人 君	4番 秋元 隆 君
5番 塚本 悦子 君	6番 荒関 富雄 君
7番 秋田 博 君	8番 兵庫 桂藏 君
9番 川山 光則 君	10番 青山 雅晴 君
11番 沖崎 勲 君	12番 野上 憲幸 君
13番 長利 司 君	

○欠席議員 (なし)

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	三 上 晃 瑠 君
兼 総 務 課 長	
事 務 取 扱	
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代 表 監 査 委 員	外 崎 良 造 君
財 政 課 長	木 元 剛 君
総 合 戦 略 課 長	越 野 進 一 君
税 務 会 計 課 長	山 中 哲 哉 君
町 民 課 長	古 川 明 彦 君
福 祉 課 長	長 谷 川 朱 子 君
環 境 整 備 課 長	鈴 木 輝 文 君
農 政 課 長	古 川 優 君
水 産 商 工 観 光 課 長	鈴 木 統 生 君

小 泊 支 所 長
教 育 課 長
上 下 水 道 課 長

阿 部 弘 喜 君
田 中 綾 人 君
今 芳 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長
総 務 課 行 政 係
総 務 課 庶 務 係
議 会 事 務 局

長 利 香 代 子 君
白 川 隼 君
大 川 朝 央 君
瓜 田 雅 也 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（長利 司君） おはようございます。ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

- 議長（長利 司君） 日程第1、一般質問を行います。

9番、川山議員の質問を許可します。

川山議員。

（9番 川山光則君登壇）

- 9番（川山光則君） どうもおはようございます。議長のお許しをいただきまして、通告書に従いまして一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いたします。

1点目、今冬の除雪対策についてでございます。今年の冬の例年がない大雪で、青森市をはじめ各地で大変困難な状況が生じていました。当町も大変な大雪でした。

そこで、当町の除排雪の状況を見ますと、大通りはまずまずきれいになっていましたが、町内の小道のほうに入りますと、車が通るのがやっとの状態でした。町民の苦情も多数寄せられ、私としても対応に追われました。

青森みたいなようにならないためにも、今後の対策を求めます。よろしくお願いたします。

- 議長（長利 司君） 川山議員の質問に対する答弁を求めます。

鈴木環境整備課長。

- 環境整備課長（鈴木輝文君） 川山議員ご質問の除雪対策についてお答えいたします。

昨年度同様、本年度も豪雪のため、県内自治体において除雪の遅れ等による生活環境への影響が連日報道されておりました。

当町におきましても、1月20日頃から断続的な大雪に見舞われ、1月20日から2月20日の1か月間の降雪量が中里地域、小泊地域ともに平年の2倍以上という豪雪となり、令和8年1月23日に中泊町豪雪警戒本部、同年2月2日に中泊町豪雪対策本部を設置している

ところでございます。

豪雪対策本部の設置に伴い、道路パトロールを強化し、まずはバス路線等となっております幹線道路の除雪を優先的に実施し、その後小道などの生活路線の除雪を実施いたしております。

議員ご指摘のとおり、生活路線の除雪につきましては、幹線道路を優先して実施した影響もございまして、対応に多少の遅れが生じた路線もあったと承知しておりますが、県内で連日報道されていたような、何日も除雪が入らない状態ではなく、毎日の路線確保はできていたと認識しております。

今後も今回のような豪雪が懸念され、効率的な除排雪体制の構築の重要性は非常に高まっておるものと承知しております。

当町における今後の対策といたしまして、除排雪工区の見直しや、GPSシステムを活用した除排雪管理の効率化、また町内会への小型除雪機の貸出しや集落支援員を活用した連絡体制の構築など、地域と連携した除排雪体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。

川山議員。

○9番（川山光則君） どうもありがとうございます。

まず私、ちょっと機会がありまして、町長の家の前の道路、湯らパークの中は非常にきれいに雪がないのですけれども、あそこの道路、たしか兵庫議員も一緒になったのですけれども、車がかわされないほど通りが悪くて、あそこ車の数が多いので、大変な思いをいたしました。

そういうこともあって、これは皆さんのある程度の意見ですけれども、やっぱり大きい機械だけでなく、小型の雪を飛ばすロータリーというのか、ああいうものも、やっぱり高いものでなくても準備できて、細々にそういう雪たまったときに取り除けないかと、そういう要望が多々あります。

一部の業者からも、中里に大きい機械だけであれば、なかなか回らないでしょうと。今々に雪降らなくなるわけでもないし、今後何十年、何百年たっても雪は降るのだし、多いとき、少ないときあるかも分からないけれども、ぜひ町としても考えていただきたいと、こういう声がいっぱいありますので、ひとつそれらも検討していただいて、今後

進めていただきたいと思います。

多分皆さん、これから長い間ずっと町の課長や、町長になるかどうかは分からないけれども、町をこれから持っていく若手の皆さんですので、ひとつ長い目で考えながら、住民のためによい方向で進めていただければと思いますが、再度答弁をお願いいたします。

○議長（長利 司君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

町では現在、大型ロータリーと小型ロータリー2台所有しております。いずれも30年以上導入から経過しておりまして、当然年数が高くなると故障のリスクは高くなってくるとは思いますが、整備業者のほうからは、今後も稼働可能であるというような返答をいただいております。

それで、生活道路の除排雪に関しましては先ほども申し上げましたけれども、町のほうで手押しの除雪機の貸出しを行っております。小型のものが2台、あと国土交通省から借り受けたハンドロータリーもございますので、そちらのほうも活用していただければ、町民の皆さんにも貸出しいたしますので、そういう形でやっていきたいと思っております。

ただ、ロータリーに関しては年数たっていることもありまして、当然リスクも伴うことですので、そこら辺のリスク管理もきちっとした上で対応してまいりたいと考えております。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○9番（川山光則君） 貸出ししているのは初めて聞きましたけれども、我々にも貸すという意味の貸出しですか。民間に貸して何も故障とかなければいいのですけれども、そういうことを初めて聞いてびっくりしました。今後活用していきたいと思っております。

貸出しの際は、多分条件があると思うのですがけれども、それらも詳しくチラシとかで説明していただければいいかと思っております。再度お願いします。

○議長（長利 司君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 広報のほうにも以前載せていましたけれども、もう一度、再度広報等で、ホームページのほうでも周知したいと考えております。

ただ、3台しかないものですから、できればその地域の皆さんで借りていただくと、より効率的な運用ができると考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○9番（川山光則君） 分かりました。1台でなくて、なるべく何十台でも用意していただきたいと思っておりますけれども。

それでは、2点目の質問に入りたいと思っております。緊急時の避難所についてのお話です。

12月頃でしたか、下前地区の避難所、元の学校の体育館だと思っておりますが、周辺の住民から、このままこの建物を利用するのか、利用するならば早急に修理をお願いしたいというお話がありまして、私もちらっと聞いてみたのですけれども、何か体育館に穴が空いてどうのこうのという話と、その後大きな地震がありまして、さらにまたこういうこともあるからというお話がありました。

それで、小泊のほうの職員にも聞いたのですけれども、ちょっと体育館、お金がかかるようだ。それは、私も見てそうだと思いますので、多分考えておると思っておりますけれども、これからどうするのか、ちょっと伺ってみたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（長利 司君） 三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） 川山議員のご質問にお答えいたします。

旧下前小学校の体育館は、現在教育委員会の所管する体育館、教育施設となっております。町では、この体育館を災害の危険がなくなるまで、または自宅に戻れない被災者が一時的に避難する場所、指定避難所としております。

旧下前小学校体育館は、昭和60年の完成から約40年経過、老朽化によりによる雨漏りで天井の一部の落下や腐食が生じていることは承知しております。

町教育委員会では、体育館を教育施設としての利用を廃止するため、中泊町下前体育館条例の廃止について、このたびの議会へ上程しております。

町総務課消防防災係では、大規模な修繕を実施するべきか、国内で災害が多発し、内閣府でも避難所に関する取組指針ガイドラインを随時改定しているなどの現在の状況下、この旧体育館が最も適している

のか、別の方法がないのか、検討を進めておりました。

下前地区は、その大部分が土砂災害警戒区域に指定されているほか、みなと団地や下前中、下前浜の沿岸付近、すくすくしたまえ館などの区域は、津波浸水想定区域になっております。

旧下前小学校の体育館は、地震や大雨、津波の際には土砂災害発生の危険性があり、避難所としての使用が適しているのは、遠く離れた場所などで発生する地震や火山の噴火等による津波発生時などと考えております。

このことから、指定避難所としては最適な施設ではないと考えており、旧下前小学校体育館を指定避難所から外す方針としております。

そこで、指定避難所の代替施設について、津波想定区域外の高台にある空き家などを活用した小規模分散型避難所の整備について検討を進めてまいります。

具体的には、下前児童公園周辺など比較的敷地に余裕のある場所を想定し、備蓄機能と避難機能を備えた施設整備が可能かどうか、町内会や自主防災組織と十分な意見交換を行いながら、事業化の可否を判断してまいります。

町では、下前地区の地理的条件、災害の種類によって異なる災害の発生要因、被害の様相、時間経過、影響範囲などの災害特性を踏まえた上で、より安全で持続可能な避難体制の構築を目指してまいります。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。

川山議員。

○9番（川山光則君） ありがとうございます。それはよく分かります。今の答えはよく分かるのです。それができるまで何年かかるのか。今どうするのか。下前の人が言うのは、今どうするのかの話です。確かにあの体育館、多分利用しないほうがいいでしょう。新しくいいものを造ると、そこは私も気持ちは分かるのですけれども、例えば明日にもうそういうことがあったらどうするか、災害なので、いつあるか分からないですよ。ちらっと町民の皆さんが話しするのには、取りあえず別なものできるまででも、どこか空き家でもいいところないのかと。借りて、何かあったら逃げてくださいます。

これ、参考ですけれども、小泊の私のところでは逃げる場所、元の倉庫みたいなところを借りて、取りあえずそこに集まって逃げましょ

うという、そういう指定場所があるのですよ。そういうふうな形で、どこかを指定して、一旦我慢してもらって、そこを使ってもらうと。そういうことをやりながら、いい方向で進めていっていただきたいと思います。再度お願いします。

○議長（長利 司君） 三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） ただいまの川山議員の質問にお答えします。

先ほど私のほうで申し上げましたとおり、下前児童公園周辺など比較的余裕のある場所を想定し、小規模分散型の避難所の整備等について、町内会、自主防災組織と丁寧に話し合いながら進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） 川山議員。

○9番（川山光則君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

以上をもって質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして川山議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 5番、塚本悦子でございます。通告に従い質問させていただきます。

職員の研修についてであります。自治体は、デジタル化や機械化が進む中であっても、業務運営には人の力が不可欠であることに変わりはありません。また、急激に事務量が増えてきて、多岐にわたっています。それらを最も能率的に、住民のため安い経費でサービスを提供することは、職員の使命であり、任務であると思います。

そのためには、研修を通じて人材を育成し、職員一人一人が自分らしく活躍できるよう、環境を整えてやることがトップの使命だと思えます。任命権者は、能率増進のため、個々の職員の資質向上を図り、行政を近代化しなければならないわけで、そのためには常に研修を行う必要があります。

地方公務員法第39条1項には、職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない、また第3項には、自治体は研修計画などの方針を定めなければならない

とあります。

研修対象者は、新規採用時、役職昇任時、政策などの節目を迎える時期、コンプライアンス上の問題が生じた際にも、是正手段として受講が求められています。

受講者は一般職員、管理職員がありますが、管理職は自信を持って町長にどしどし進言するようであればなりません。

昨年11月に、新聞を活用し、情報の収集分析力の向上を目的に職員17人が受講した職員研修が、東奥日報紙上に大きく取り上げられました。受講者皆さんは、大きな効果をもたらしたと推察しております。

そこで、一般職員と管理職職員の研修状況と研修効果、そして求める職員像をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） ただいまの塚本議員からのご質問にお答えをいたします。

人材を活用するためには研修が大事と、全く同感であるわけであり、我が町を取り巻く環境、我が町に限らないわけですが、人口減少や少子高齢化の進行、住民ニーズの多様化、デジタル化の急速な進展など、周りの環境が大きく変化しているわけであり、

このような状況に対応し、限られた人員体制の中で、より質の高い行政サービスを提供し続けると、そのためには、議員おっしゃるとおり、職員一人一人の能力の向上と、それがまとまった組織としての力の強化が不可欠であろうと、私も考えております。

そういう考え方から、我が町では中泊町職員人材育成基本方針及び中泊町職員研修基本方針に基づき、計画的な研修を実施しております。これ、役職が変わっていくたびに、議員おっしゃるとおり、都度適切な研修をやっているわけであり、

そのほかに我が町では、私が町長に就任した平成29年度、町の将来を見据え、職員の人材育成が重要であるとの考え方から、翌年の30年度から県の実務研修、県で実際仕事をしながら研修をするという

ところに町の職員を派遣し、これまで計6名の方々に県での研修を終えていただいております。

平成30年度には、県の地域活力振興課、いろんな地域での方々の活動とともに県が動く課なのですが、昔は地域振興課といったところでもあります。そちらで研修をしていただいた職員、それから翌年にはエネルギー開発振興課、我が町で風力発電等の計画が様々進んでいるということで、エネルギー開発振興課に行ってくださいました。その次には、役場の中の行政システムをICT、いわゆるコンピューターを使ってやる仕事も多くなっているということで、行政経営課というところに研修に行ってくださいました。翌年には、環境政策課に行つて、地球温暖化対策の勉強をしていただきました。次は、税の滞納に対する対応を研修していただくために市町村税滞納整理機構というところに職員に行つていただくなど、実際に県で仕事をしながら様々な研修を行つていただき、多岐にわたる分野で専門知識や実務スキルを習得していただきました。

これらの研修で得られた成果は、町の課題解決や行政運営の効率化、地域活性化に大きく寄与しており、具体的な成果を上げているものと自分でも認識しております。

まず、再生可能エネルギー分野では、行った担当者が帰ってきてから、中泊リージョナルパワー株式会社の設立に大きく貢献をしていただき、おかげで今年の1月からは町内の各施設に電力供給ができております。

また、脱炭素まちづくり連携協定の締結や再生可能エネルギー裨益型循環モデルの構築により、先般国から脱炭素先行地域に今回は12地域が指定をされたわけですが、町は我が町だけでありました。11の市と我が町、12が選定されたわけであります。その選定に当たつての事務も、やはり研修に行つて帰つてきた職員が頑張つていただいたところであります。

また、自治体のDX関係、要するに先ほど申し上げた事務の電算化、ICTを活用した町の行政サービスの提供の部分につきましては、コンビニ交付、住民票がコンビニで取れるとか、キャッシュレス決済の導入、先日実現いたしました。それから、町公式ラインを使って、防災無線に代わる情報発信のやり方をつくっていただきました。また、

デジタル化を進めながら、住民サービスの向上と効率的な行政運営が実現されてきたと。これもオンジョブで行った研修の成果であろうと思っております。

また、最近の宮越家の名勝指定でありますと、文化財保護課というところに今職員を1人派遣しております、この3月までになりますけれども、文化庁と連携をしながら静川園における保存活用業務を担当していただき、その結果として静川園の国名勝指定が実現したというふうに認識してございます。このことは、町の観光振興にも大いに寄与しているというふうに理解をしてございます。

また、2026年、今年7月には東京の上野の東京都美術館、3か月間、7月25日から10月の18日まで、そして10月の末から1月までは大阪の美術館で、宮越家のふすま絵が、ロンドンの大英博物館にあるふすま絵とシアトルにあるふすま絵と同時に展示をされ、関東圏、そして大阪圏の方々にも見ていただく機会になったと。これも研修の成果であろうというふうに思っております。

先ほど議員のほうからお話のあった役職ごとの定期研修であります、市町村アカデミー、それから県の自治研修所、それから五所川原圏域の合同研修、他の自治体職員との交流を通じて情報共有を進めるとともに、協力体制の強化もまた推進をしているところであります。

一方、町独自の研修としては、議員からも以前質問あったと思うのですが、ハラスメントの関係の研修ですとか、職員のメンタルヘルスの研修、それらを実施させていただき、職場環境の整備に力を入れているところであります。

また、デジタル人材の育成確保が重要視され、町としてもDXに対応できる職員を育成する必要があると認識しており、その一環として生成AIの基本知識を学ぶ研修など、総合戦略課が実施する専門研修を通じ、担当業務に必要な知識や技能の習得を進めているところであります。

最後になるわけではありますが、我が町が目指す理想の職員像であります。あくまでも住民の立場に立って事務を誠実に信じ頼られる職員、自ら学び続け、変化に柔軟に対応できる職員、課題を的確に捉え、主体的に解決に取り組んでいける職員、そして何よりも組織の一員としてきちっと周囲の人間と連携しながら、成果をグループで、チーム

で生み出していける職員を私自身は理想としております。

今後とも、限られた予算を最大限に活用しながら、県や近隣自治体との連携、情報共有を積極的に進めることで効果的な研修体制を構築し、計画的な人材育成に努めてまいりたいと思っております。

私からは以上であります。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。再質問はありますか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） ご丁寧なご答弁、誠にありがとうございました。

何か県とか、実務研修とか、いろいろ果敢に研修を行っているご様子、とてもよかったですと思います。昨年11月に職員研修が東奥日報紙上に大きく取り上げられたことが、近隣の市町村からはとても注目を浴びていました。新聞は、読んで、異なる視点の文章を読み比べ、技術力アップと自分の意見をまとめる力がつく生きた教材だと思えます。全職員がそれぞれの研修を通して、子育て世代や若者、観光客や企業にとって、ここに住みたい、訪れたい、投資したいと思われるような町の実現を目指していかれるようご期待を申し上げて、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

1番、鈴木議員の質問を許可します。

鈴木議員。

（1番 鈴木長一郎君登壇）

○1番（鈴木長一郎君） 改めて、おはようございます。1番、鈴木です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、中泊町の未来を育む観光戦略について一般質問させていただきます。

まず、1つ目として、2020年策定の中泊町観光ビジョンは、宮越家を中心とした戦略を掲げていて、もう既に計画期間が終了しています。この5年間の進捗状況と、町へどのような効果があったのか伺いたいと思います。

次に、2つ目として、先ほども言いましたが、この計画の終了に伴って、次期観光ビジョンをいつ、どのような重点項目をもって策定する方針か、町長の考えを伺いたいと思います。

そして、3つ目として、広報2月号で、宮越家庭園静川園が国の指定名勝に答申されたことが報じられました。県内でも極めてまれな本

州最北の国指定名勝という強力なブランドを得たことは、これまでの町長の取組の大きな成果だと、そしてまた中泊町民の誇りだと思えます。

この絶好の機会を生かして、宮越家を中心とした未来の中泊町の観光をどのように描き、この先経済効果につなげていくのか、町長の考えを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（長利 司君） 鈴木議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） 鈴木議員からいただいた3問の質問のうち、2点目と3点目については私のほうからご答弁をさせていただき、1点目については担当課長のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

町の観光ビジョンは、観光を持続可能な産業として成長させることが重要であるというふうな考えから、当町にある地域資源を生かしたニューツーリズムを基軸に据えた観光振興を展開していくために、令和2年度からの5年間を計画期間とし、令和2年3月に策定をされ、このときはたしか青森公立大学のご協力を得ながら、共に策定に向けて取り組んだというふうに記憶しているわけではありますが、町の長期総合計画との整合性を図るため、期間を昨年度1年間延長して今年度末までの計画期間とさせていただいたところであります。

この計画では、「決めて・実行する」という役割と、組織体制をつくるということと、資源及びコンテンツの商品化、連携・補完、情報伝達手段の多様化対応の3つのプロジェクトを掲げて進めてきたところであります。

2点目の次期観光ビジョンをいつ、どのようにつくっていくのかということですが、次期観光ビジョンの策定については、昨年12月に策定をさせていただいた第3次中泊町長期総合計画の中で観光資源を活用した交流人口の拡大を目指すまちづくりを基本目標に掲げ、重点項目には宮越家を活用した観光消費の増大、町ならではの観光コンテンツの発掘と磨き上げ、小泊地域での観光振興、旅行商品化の促進、情報発信による認知度の向上、組織の整備と広域連携、新たな観光ビジョンの策定を個別施策に掲げており、これらのことを踏まえながら、今年度中には長期総合計画と整合性のある観光ビジョンを

策定してまいりたいと。今年度中には、ですから、今はもう3月ですから、月内には完成を見たいということで今努力しているところであります。

ご質問3点目の宮越家庭園静川園の国名勝指定のことではありますが、今後宮越家を中心とした未来の中泊町の観光をどう描き、経済効果につなげていくのかというお尋ねでございました。

昨年12月19日付で宮越家庭園静川園は国の文化審議会から文部科学大臣に宛てて国名勝にすべきと答申があったところでありますが、おかげさまをもちまして、先月2月17日付で正式に国指定名勝となったことが官報で告示されたところであります。

今後は、国庫補助事業等を活用しながら、宮越家の文化財修復・保存と並行して、公有化・通年公開に向けて、どうしたらそれが実現できるのか、取り組んでまいりたいと考えております。

また、歴史、伝統文化、郷土芸能、食文化などを絡めた旅行商品の開発にも努めてまいりたいと思っております。

小泊地域においては、一昨年、2人から、組織をつくって取り組んできた津軽海峡横断泳、これを柱にしたブルーツーリズムというものも確立していききたいと。そして今年度は、湯らパークの駐車場内に整備をさせていただいた、観光を考えると一つの課題でもある宿泊というところを解決するために、トレーラーハウスを活用した宿泊可能な施設ということで整備してきたわけではありますが、観光客の滞在時間や観光消費の拡大を進め、何よりも町の経済効果に貢献できるような形で進めてまいりたいと考えております。

経済効果という点では、私がこれまで町長在任8年間において取り組んでまいりました、メバルによる町おこしとかに取り組んできたわけではありますが、この観光施策によって、また宮越家の公開を契機とした観光客・関係人口の増加、今申し上げたメバルを活用した地域ブランド化の推進、また中泊町文化観光交流協会、これも私が来てから立ち上げた協会ではありますが、その設立によって町外から、県外からのお客様方の消費による外貨獲得の強化など、多角的な取組を進めてまいったところであります。

これらにより、地元商店の売上げ増をはじめとする経済効果が地域内でしっかりと循環してきたものと認識をしているところであります。

す。

数字で見ますと、当町の総生産という経済統計があるわけでありませんが、私が就任した平成29年度には町の総生産が221億円であったものが、令和3年度には252億円と、31億円増加しているところであります。人口減少が続く中であっても、観光振興や地場産業の取組、地域経済の循環強化により安定した経済規模を維持しているものと考えてございます。

今後とも持続可能な観光振興、そしてより地域の経済に貢献できるような観光振興をという形で進めてまいりたいと考えてございますので、引き続きご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（長利 司君） 鈴木水産商工観光課長。

（水産商工観光課長 鈴木統生君登壇）

○水産商工観光課長（鈴木統生君） 鈴木議員からの質問について、私からは1点目の観光ビジョン、5年間の進捗状況と、町へどのような効果があったかについてお答えいたします。

町観光全体のマネジメント組織として、令和3年4月1日に中泊町文化観光交流協会を設立し、宮越家離れ・庭園を積極的に活用し、観光振興に取り組んでまいりました。令和5年度には、第3種旅行業者を登録し、隣接市町村発着の限定ではありますが、旅行商品の提案や販売、チケット手配、宿泊予約なども行っております。

令和2年11月から始まった宮越家の一般公開は、途中コロナ禍もありましたが、全11回開催し、延べ2万1,251人の方にご来場いただきました。特に「春景花鳥図」が大英博物館の「秋冬花鳥図」と対のものであることが発表された一昨年の秋公開からは、3期連続でチケットが完売、メディア露出も重なり、大盛況となっております。

また、令和2年に21万8,510人だった観光入込客数は、コロナ禍の影響もあり、令和3年、4年、5年は減少しておりましたが、令和6年には湯らパークのオープン、令和7年は観光入込客数27万9,010人と徐々に増えてきております。

特に宮越家の公開期間中では、令和4年から令和7年度までで、ピュアやピュアレ스토랑、中里駅周辺の飲食店の売上げで見ますと、約2億円で、年間13%程度売上げが伸びております。

メバル膳関係では、ビジョン策定期間中の令和2年3月から令和7年12月末まででメバル膳4万5,807食、メバル膳のみの経済効果で約2億9,000万円、トマト海鮮ラーメンやメバルのお土産を合わせると11万1,204品、経済効果で約4億4,000万になります。

また、文化観光交流協会のSNS発信として、協会公式のInstagramは協会発足当初からフォロワー数に伸び悩んでいましたが、昨年7月に着任した地域おこし協力隊の隊員がほぼ毎日情報をアップしたことで、着任前が1,113フォロワーであったものが、現在2,240フォロワーとなり、数か月で1,127フォロワーがアップされております。また、閲覧数も月平均5,000から8,000回、トータルでは約30万回閲覧されております。これからも町の魅力やイベント情報など、SNSを活用した情報発信に努めてまいります。

以上の実績を踏まえ、今後は第3次中泊町長期総合計画と新観光ビジョンを指針として、観光基盤の強化と地域経済の活性化につながる観光戦略を強く展開してまいります。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 大変丁寧なご説明ありがとうございました。これまで町長がご尽力されたことに、本当に敬意を表したいと思います。本当に頑張ってくれたと思います。

先ほど新年度から新たな観光ビジョンが始まるということでしたので、今後の成果を期待するものとしております。

それで、ちょっとあれなのですけれども、自然なのですけれども、宮越家、確かに木がいっぱい生えているのですよね。それで私、近隣地域の方から、不満とか、何かそういうことないですかということを知りましたら、やっぱり秋になれば落ち葉が道路にかなり積もるみたいなのです。それで、人歩くのも、車通るのも支障を来していると、そのようなご意見でしたので、もしできれば、何とかそれを処理していただければありがたいという地域住民の声でしたので、私からもお願いをして、これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（長利 司君） これをもちまして鈴木議員の質問を終了します。

6 番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

(6 番 荒関富雄君登壇)

○6 番 (荒関富雄君) ただいま議長から発言の許可が出ましたので、早速一般質問に入りたいと思います。

今回は、用途廃止した普通財産の管理についてお伺いしたいと思います。財産は行政財産と普通財産があるのですが、一緒にしますと大変な量になると思いますので、今回一般質問では普通財産の管理についてだけお伺いいたします。

1 問目は、当町で用途廃止した普通財産があちらこちらに見受けられるのですが、総体的にはどれぐらいあるのか、まずお伺いいたします。

○議長 (長利 司君) 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

木元財政課長。

○財政課長 (木元 剛君) 荒関議員ご質問の普通財産の数がどれぐらいあるのかという質問についてお答えいたします。

公共施設等総合管理計画を改定した令和3年度以降で見ますと、小泊地域の教員住宅や大沢内にある旧中里給食センターの車庫、小泊中学校校舎の解体などを進めてきておりまして、その結果、令和6年度末現在で町が保有する普通財産、これ建物になるのですけれども、29施設となっております。

議員ご承知のとおり、普通財産は行政目的に供しない財産であり、私権を設定できる財産であります。

町では、財産の有効利用を図る観点から、財産の売却や貸付け等を進めてきたところであります。令和4年度に今泉小学校校舎、令和5年度には今泉小学校の体育館を売却しておりまして、また現在、先ほど申し上げた建物29施設のうち9施設を貸付けしておりまして、そのうち有償貸付けが3施設、無償貸付けが6施設となっております。

当町の普通財産について申し上げますと、その大半が行政目的を終えて用途廃止されたものであり、普通財産に用途を変更する段階で、既に老朽化がかなり進んでいるという状態であります。

施設は、昭和40年から50年代に整備されたものが多く、1施設当たりの平均経過年数で見ますと、43年に達しているという状況で

す。また、耐用年数を超過している施設も散見される状況であります。

行政財産、普通財産の別を問わず、建物は年数がたてばたつほどに様々な不具合が生じてくるものであります。施設の老朽化、財産管理上大きな課題であると認識しております。

○議長（長利 司君） 答弁が終わりました。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 私も手元に普通財産の一覧表、令和6年度現在のものを持っているのですが、非常に経年劣化の激しい建物がほとんどで、一般に普通財産貸付けか、売りつけかのどちらかと思うのです。それができなかつたために、現在のように、非常に言葉が悪いのですが、見苦しいような状態になっていると私は思うのです。それをいつまでも手をつけないで置くのか。また、現在貸付けしているものであっても、もし条件が合えば売買するものか。そして、老朽化の激しいものは、そのまま放置しておくのか。その点について、まずお伺いいたします。

○議長（長利 司君） 木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） ただいまご質問の普通財産の管理基準、方針についてお答えしたいと思います。

本町の普通財産を含む公共施設の管理は、公共施設等総合管理計画を基本方針としております。この計画は、人口減少社会を見据え、施設の統廃合による総資産量の適正化や計画的な維持管理による施設の長寿命化などを通じて、安定的で持続可能な財政運営の実現を目指すものであります。

現在の第2次計画策定時点で公共施設全体の減価償却比率を見ますと69.3%となっておりまして、耐用年数の約7割を消化しているという状況でございます。このような状況の中で、計画では、行政利用が見込めない普通財産等については売却や貸付けなどを進め、それが見込めない場合は危険除去対策を優先して検討を進めることとしております。

近年の物価高騰により、施設の維持管理経費や補修経費、解体費用も上昇している状況でございます。経常的な行政運営を進めながら、今後始まります一般廃棄物最終処分場の延命事業、中里地域の小中学校整備事業などの大型事業も予定をしております。こういった状況の

中で、施設除却に係る財源確保、大きな課題であると考えております。

ただ、どのような状況にあっても、公共施設は利用者に安全に利用、活用していただくのが最優先事項であると考えておりまして、適時適切な対応に努めてまいりたいと思います。

公共施設等総合管理計画については、令和8年度に2回目の改定を行うこととしております。この計画は、公共施設全体の基本方針を示すものでありまして、施設ごとの解体時期等の具体的な実行計画を示すものではないのですが、策定過程におきましては、改めて全施設の現状を精査し、各課と緊密に連携しながら、普通財産を含め町全体の施設の維持管理や利活用、処分等の方向性について検討してまいりたいと存じます。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） この問題については、令和4年度に同僚議員の成田議員も質問なされているのです。そのときの答弁では、建物7.7%あってということ、それから老朽化したものを処分したとかということがございますかどうか、まずその1点をお伺いいたします。令和4年度の成田議員の質問後に……。

○議長（長利 司君） 木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 荒関議員のご質問にお答えしたいと思います。

4年前の成田議員のご質問で普通財産について答弁しているのですが、その際にお答えしたのが、中里地域の旧小学校にあるプール3施設、そして小泊地域、下前小学校の教員住宅2施設と小泊小学校の旧教員住宅2施設と旧種苗供給センターの合計8施設について老朽化が進んでいる、修復不可能な施設であるという形で答弁しております。

このうち、小泊地域の小学校の教員住宅、こちらについては3施設解体しております。ただ、そのほかについては、現状安全対策を講じながらなのですけれども、解体には至っていないという状況でございます。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 教員住宅はその後、手をつけたと。あとは、もともとは教育財産であったプール等は、全然その後進展が見られない、その前も進展がない。何回もこの問題はこの議場で議論なされてきたわけ

です。それに対してどういう対策を講ずるのか。そこは、今後の2点目の用途廃止後の普通財産の管理をどうするのかということになると思いますけれども、いわゆる示された、例えばですよ、この普通財産の用途廃止したものの中で、保健センターは保健センターですけれども、武田の出張所とか内潟の出張所は、出張所としては廃止されましたけれども、まだ公民館としては活用している部分もあると。また、消防団の資材庫も宮野沢、あそこは資材庫として利用しているのでしょう。また、第7分団の福浦の屯所、当然あそこにも消防車は入っていると思います。あとは、旧学校給食センター、ここは一度貸付けしたのを今返却されたのでしょうか。中里地区はそのような関係がありますけれども。

あとは、小泊地区に行きますと、役場庁舎を解体したのはよろしいのですが、その周辺にある権現まつり館などがあります。あそこも、庁舎は解体したのですけれども、敷地内も解体したままのような状態で、これから観光行政を推進するのであれば、よその町村から来た人から見たときに、非常に見苦しい場所だなというふうに私には見えます。そこは認識の問題ですので、町長はどのように考えているかはあれですけれども。

あとは、大瀬の、これは水産商工観光課が管理している場所ですけれども、もともと昔の海水浴場ですよ。よく私も小さい頃は、その海水浴場にも遊びに行ったこともあります。あそこも、今現在普通財産としてこれには載っていますけれども、脱衣所と、あの便所ですよ。あれがどういう状況になっているのか。管理しているのか、また崩壊してしまって、ないのか。

それと、あとは小泊の権現崎の、これはもう崩落が始まってから通行止めになっておりまして、その後、ここは保険を掛けておりまして、その保険4,000万使って、今は小泊の商工会が運営している販売所に建て替えられたわけなのですけれども、その後の状況が、入ってはいけない場所なのですけれども、よくユーチューブなどに載っているのですよ。あれをあのまま手をつけずに黙っていけば、それは朽ちていくでしょう。それをそのままにしておくのか。そこいら辺を…。また、アワビ供給センター、これも問題になりました。これも、もう使えないような状態だと思います。

それに、旧小泊の商工会館、あそこは今使っているのかどうかは商工会に確認しないと分かりませんが、そういうようないろんな場所が多々見受けられるのです。

それを今後当然、今年度の予算に330万ほど上程されておりますけれども、それを使って今後どういう形にしていくかという管理計画なのか。それとも、目に見えないところは放置しておこうかという考え方なのか。そこいら辺は、町長に伺いたいと思います。それは、やっぱりトップが決めないと各課が動けないのではないかと。管理は財政課でしょうけれども。これを見ますと、財政課は総合的に管理しているのでしょうかけれども、旧学校給食センターなどは総合戦略課とか、あとはEM菌の旧福祉バスの車庫なんかは環境整備課、また権現崎の公衆便所とかは水産商工観光課、あとは福祉課はこども園は貸付けで利用しておりますので、それでも富野のこども園の建物も大分老朽化が激しいということも聞いております。そういうものを今後どうするのか、そういうのを併せた総合管理計画なのか、そこいら辺。

財政課長も大変でしょうけれども、町長は先ほど来からの答弁では、確かにいろいろ本当に目新しいこと、そして自分が約束したことは確実にやっていると思います。でも、この人口減少、これだけは何とも防ぎようがない。そこで、今回「時を知り、未来を変えるまちづくり」をスローガンに、3期目、今現在頑張っているわけでありますので、この中でほとんど約束したことはやってくれていますよ。町長、一生懸命やっていますよ。

その前に約束いただきました「楽しく明るい、笑いながら働けるまちづくり」、「安心してゆったり暮らせるまち」、また「健康でいきいき暮らせる町」とか、「町民みんなが元気で活力あるまち」、「地域間競争に勝ち抜くための人づくり」、非常にいいことをやってきているのでありますけれども、私から見ますと、そういうところの問題を今後どう手をつけていってくれるのか。これはもう、人口減少がここまで進んでまいりますと、これをこのまま放置しておきますと、これは全て次世代の負の遺産になりますので、そこいらを踏まえた答弁、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） ただいまご質問のこれからの計画についてという

ところでございます。先ほども申し上げたのですが、公共施設管理計画、確かに基本方針を示すもので、個別の施設について触れるものではないのですけれども、策定過程においては各課とヒアリング等行いながら、どういった形でやっていくのがいいのかということをしっかり議論した上で策定していきたいと考えております。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 町として昭和40年代等に造った公共施設で、今使われていなくて処分しなければいけないけれども、予算的な措置ができなくてなかなか進まないという部分については、今、財政課長のほうからお話あったように、計画をつくり、指針をつくり、しっかりと十分納得のいけるようなスピードでは行けないかもしれませんが、着実にやっていきたいと思っております。

がしかし、一方で、今、人口減少社会に対しての対応というご質問もありましたので、あえてお答えしたいと思ったわけではありますが、今朝の東奥日報に、前の鳥取県知事の片山善博氏のコメントが載っておりました。私も全く同感でありまして、人口減少に向かっていくときに、減っていくことを恐れおののくのではなくて、積極的にコンパクトなまちづくりに努めていくべきであろうと私は思っています。

ただ、いかんせん、使わなくなった建物がたくさんある中で、それを壊していくとなると大量の財源が必要になってきて、どこでも手当てしていない、これが地方自治制度の弱点だと私は思っています。なぜならば、建物を建てる時は補助金使ってやるのですが、償却していかないとという部分があるので、壊すときに財源が出てこないというのが問題なのだと思います。そこで、様々な作戦を立てながらやらせていただいているのは、新しいプロジェクトを立ち上げるときに、土地が必要になったそのときに、一緒に前のものを整理していった新しいものをそこにつくっていく。

例えばまちづくりのものについてもそうであります。例えば下前地域の小学校を今どうするかという議論をしながら、ではあの上のグラウンドを、少ないその平地、平らな土地としてどう住宅地に変えていくのか。ネックは道路がないから、やっていけないわけです。その道路を簡単に造れるかということなかなか難しいので、今砂防ダムの計画に乗って道路を造ってくれるという話があったときに、ではあの土地

をどう使うかというふうなことで、常に前向きの施策と一緒に過去を清算していくというか、きれいにしていくことを考えながら、上手にやっていきたいなと思っております。

財源がないのはどこも同じでございますので、今後も財源が潤沢に出てくるのでなくて、どんどん、どんどん税収は減っていくわけがあります。その中でも事業予算を獲得しながら、その事業に合わせてやっていく。それが例えば小泊地域であれば、今の脱炭素を先行地域に指定していただいたことをてこにして様々な事業をやっていくときに、古くなった建物がある場所をうまく活用できないかとか考えていきたいなと。そういう考え方で、人口減少に向かって対応していきたいなと思っております。

以上であります。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 町長の考え方を伺ってすっきりした部分もあるのですが、今現在貸付けしている旧消防署跡ですよ。あそこに訓練塔が2塔建っているのですが、先ほど財政課長からの答弁でも、危険なもの、何をもって危険とするか、そこはまた議論の余地もあるかと思っておりますけれども、あれをあのままで放置しておくのか。今回の管理計画、幸いに予算計上されておりますので、その中で検討していただけるのか、その1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（長利 司君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 旧消防署、中里消防署の訓練塔、鉄塔の話ですが、そこに限らず、今残っている老朽化した建物については危険のないよう、常に確認をしながら危険のないよう対応してまいりたいと。これ、例えば災害起こったときに倒れて、例えば民家の上に行くとかですね。これは、ついこの前も、地震あったときに、八戸で大騒ぎになった鉄塔の話とか、ああいうふうにならないように、事前、事前に対応していきたいと、そういう意味では、今の消防署の訓練塔については躯体は、橋体はしっかりしているということでもあります。ただ、途中の踊り場みたいになっているところの鉄板みたいなものが場合によって落ちるかもしれない。そこについては、その落下等、他に害を与えないように、前もって町として対応していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） この問題、予算計上もされておりますので、本会議の中でまた議論したいと思います。

終わります。

○議長（長利 司君） これをもちまして、荒関議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（長利 司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時13分

第1回中泊町議会定例会

令和 8年 3月13日（金曜日）

○議事日程 第3号

- 1 報告第 3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和7年度中泊町一般会計補正予算第9号について)
- 2 報告第 4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和7年度中泊町一般会計補正予算第10号について)
- 3 報告第 5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第5号について)
- 4 報告第 6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和7年度中泊町一般会計補正予算第11号について)
- 5 報告第 7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和7年度中泊町一般会計補正予算第12号について)
- 6 議案第 3号 令和8年度中泊町一般会計予算について
- 7 議案第 4号 令和8年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 8 議案第 5号 令和8年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 9 議案第 6号 令和8年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- 10 議案第 7号 令和8年度中泊町水道事業特別会計予算について
- 11 議案第 8号 令和8年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- 12 議案第 9号 令和8年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 13 議案第10号 中泊町地域裨益型再生可能エネルギー共創条例の

制定について

- 1 4 議案第 1 1 号 中泊町地域裨益基金条例の制定について
- 1 5 議案第 1 2 号 中泊町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 1 6 議案第 1 3 号 中泊町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 1 7 議案第 1 4 号 中泊町トレーラーハウス施設事業条例の制定について
- 1 8 議案第 1 5 号 中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の全部改正について
- 1 9 議案第 1 6 号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 2 0 議案第 1 7 号 中泊町特別職職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 2 1 議案第 1 8 号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 2 2 議案第 1 9 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 2 3 議案第 2 0 号 中泊町職員定数条例の一部改正について
- 2 4 議案第 2 1 号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- 2 5 議案第 2 2 号 中泊町介護保険条例の一部改正について
- 2 6 議案第 2 3 号 中泊町森林公園条例の一部改正について
- 2 7 議案第 2 4 号 中泊町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 2 8 議案第 2 5 号 中泊町道路占用料等徴収条例の一部改正について
- 2 9 議案第 2 6 号 中泊町下前体育館条例の廃止について
- 3 0 議案第 2 7 号 令和 7 年度中泊町一般会計補正予算第 1 3 号について
- 3 1 議案第 2 8 号 令和 7 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について
- 3 2 議案第 2 9 号 令和 7 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について

- 3 3 議案第 3 0 号 令和 7 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 2 号について
- 3 4 議案第 3 1 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 5 議案第 3 2 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 6 議案第 3 3 号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 7 議案第 3 4 号 中泊町教育委員会教育長の任命について
- 3 8 議案第 3 5 号 中泊町教育委員会委員の任命について
- 3 9 議案第 3 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- 4 0 議案第 3 7 号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定について
- 4 1 議案第 3 8 号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定について
- 4 2 議案第 3 9 号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について
- 4 3 議案第 4 0 号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について
- 4 4 議案第 4 1 号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定について
- 4 5 議案第 4 2 号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 4 6 議案第 4 3 号 中泊町の集会施設等に係る指定管理者の指定について
- 4 7 議案第 4 4 号 中泊町過疎地域持続的発展計画の策定について
- 4 8 発議第 1 号 議員派遣について
- 4 9 委員会付託

○追加議事日程（第 3 号の追加）

- 1 議案第 4 5 号 工事請負契約の締結について

○出席議員（13名）

1 番	鈴木	長一郎	君	2 番	田中	洋	君
3 番	成田	直人	君	4 番	秋元	隆	君
5 番	塚本	悦子	君	6 番	荒関	富雄	君
7 番	秋田	博	君	8 番	兵庫	桂蔵	君
9 番	川山	光則	君	10 番	青山	雅晴	君
11 番	沖崎	勲	君	12 番	野上	憲幸	君
13 番	長利	司	君				

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町	長	濱	館	豊	光	君
副 兼 事	町 総 務 課 取 長	三	上	晃	瑠	君
教 育	長	鈴	木	信	也	君
代 表 監 査 委 員		外	崎	良	造	君
財 政 課	長	木	元		剛	君
総 合 戦 略 課	長	越	野	進	一	君
税 務 会 計 課	長	山	中	哲	哉	君
町 民 課	長	古	川	明	彦	君
福 祉 課	長	長	谷	川	朱	子
環 境 整 備 課	長	鈴	木	輝	文	君
農 政 課	長	古	川		優	君
水 産 商 工 観 光 課	長	鈴	木	統	生	君
小 泊 支 所	長	阿	部	弘	喜	君
教 育 課	長	田	中	綾	人	君
上 下 水 道 課	長	今		芳	文	君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長	利	香	代	子	君
総 務 課 行 政 係	白	川			隼	君
総 務 課 庶 務 係	大	川	朝	央		君

議 会 事 務 局

瓜 田 雅 也 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（長利 司君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第1 報告第3号

○議長（長利 司君） 日程第1、報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について、ご説明申し上げます。

令和8年1月19日付けで専決処分をいたしました専決第2号は、令和7年度中泊町一般会計補正予算第9号であります。

衆議院議員総選挙に係る事務を実施するため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ852万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,237万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

それでは最初に、歳出についてご説明申し上げます。6ページから7ページを御覧ください。3、歳出。第2款総務費、第4項選挙費、第4目衆議院議員総選挙費に、衆議院議員総選挙の執行経費として、1節報酬から15節原材料費まで、合計852万9,000円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。5ページを御覧ください。2、歳入。第15款県支出金、第3項県委託金、第1目総務費委託金に衆議院議員総選挙費委託金850万円を計上しております。

以上、令和7年度中泊町一般会計補正予算第9号についてご説明申

し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
報告第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

◎日程第2 報告第4号

○議長（長利 司君） 日程第2、報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について、ご説明申し上げます。

令和8年1月27日付けで専決処分をいたしました専決第3号は、令和7年度中泊町一般会計補正予算第10号であります。

豪雪に伴う除排雪経費を増額するため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億610万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億1,848万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

それでは最初に、歳出についてご説明いたします。6ページを御覧

ください。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、12節委託料に庁舎除雪200万円を計上し、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目防雪対策費、12節委託料に町道除雪1億円を計上し、14節工事請負費に中里克雪センターオーバースライダー取替工事410万3,000円を計上しております。

庁舎及び町道の除排雪経費を増額補正したほか、克雪センターシャッターの取替え経費を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。5ページを御覧ください。2、歳入。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として1億610万3,000円を計上しております。

以上、令和7年度中泊町一般会計補正予算第10号についてご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

成田議員。

○3番（成田直人君） 今の収入等については非常に理解するわけですが、2月2日の大雪に関わる災害救助法の中で、これについての適用になったわけですが、特別交付税についてちょっと詳しく説明願いたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） 木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 成田議員のご質問にお答えいたします。

除排雪経費に係る特別交付税については、特別交付税のルール分と特殊事情分という2分けあるのですけれども、ルール分というのが、かかった経費の例えば半分ですとか何割とかという形で入ってくる部分、特殊事情分というのは、総体的に参酌して算定するという部分でございます。

除排雪経費というのは、特殊事情分に係るものでございます。通常積雪が少ないときには3月交付分にまとめて配分されるものなのですが、昨年度、今年度ともに積雪が多いということで、除排雪に要する費用、県のほうで何回かに分けて調査しております。令和7年度は12月24日に始まって、2月13日まで5回、令和6年度は全7回調査しております。積雪が多い年には、その時点で係る所要見

込額の幾分か前倒し交付という形で交付を受けております。令和6年度は1月22日に8,600万円、令和7年度は2月12日だと思う……。すみません、日付ちょっとあれなのですけれども、9,300万円の交付を受けております。その他の部分については、3月交付の段階で算定されて、特殊事情分として算入されるということでございます。

以上でございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第4号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第4号は承認することに決定しました。

◎日程第3 報告第5号

○議長（長利 司君） 日程第3、報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

今上下水道課長。

○上下水道課長（今 芳文君） 報告第5号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について、ご説明申し上げます。

令和8年1月27日付けで専決処分をいたしました専決第4号は、令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第5号であります。

中里団地増圧ポンプの故障により、中里団地の一部14戸において断水が生じたことに伴い、緊急に増圧ポンプ取替工事等を実施する必要が生じたため、所要の予算補正を要することから、専決処分をいたしましたものであります。

2 ページを御覧願います。今回の補正予算は、収益的支出の既決予算額を194万1,000円追加し、総額3億435万7,000円とするものであります。

3 ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。

それでは、支出についてご説明いたします。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第5目配水及び給水費で、17節賃借料に給水タンク運搬車両借上として4万4,000円、18節修繕費で増圧ポンプ取替修繕として189万7,000円を計上いたしております。

以上、令和7年度中泊町水道事業特別会計補正予算第5号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第5号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第5号は承認することに決定しました。

◎日程第4 報告第6号

○議長（長利 司君） 日程第4、報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 報告第6号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について、ご説明申し上げます。

令和8年2月3日付けで専決処分をいたしました専決第5号は、令

和7年度中泊町一般会計補正予算第11号であります。

災害救助法に基づく災害応急対策等を行うため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,016万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億2,864万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。6ページを御覧ください。第2款総務費、第4項選挙費、第4目衆議院議員総選挙費に、衆議院議員総選挙の投票所等の除雪経費として、12節委託料に500万円を計上しております。

第3款民生費、第3項災害救助費、第1目災害救助費、12節委託料に、災害応急対策経費として500万円を計上しております。

当町は、令和8年2月2日に災害救助法の適用を受けており、法に基づく救助事務を行うため、所要経費を補正したものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。5ページを御覧ください。2、歳入。第15款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費負担金に災害救助費負担金500万円を計上し、第3項県委託金、第1項総務費委託金に衆議院議員総選挙費委託金500万円を計上しております。

以上、令和7年度中泊町一般会計補正予算第11号についてご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 6ページの歳出についてですけれども、災害応急対策で500万円予算計上しておりますけれども、これはどういう、例えば雪下ろしとか、何件やったとか、詳細についてご説明願えればと思いますけれども。

○議長（長利 司君） 三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） ただいまの荒関議員のご質問にお答えします。

災害救助法の適用で、相談件数50件のうち、法の適用等で実施をしたのが19件となっております。現在の状況でいきますと、実施の経費は約175万円ほどということで、今状況を整理しているところでございます。

もう一点、屋根の雪下ろし等、ほとんど屋根の雪下ろし、窓が壊れそうとか、玄関に入っていけないとか、独り暮らしの高齢者で、その方が事業者個別に資産、経費を払って委託できるような状況にない方を対象に適用法で除雪を行って、雪下ろし等を行っております。

以上です。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 今回の豪雪でいろんな災害等が発生しているわけですが、町で対応したのが、町のほうにどれぐらいお願いとか、対策本部のほうに連絡が入った件数とか、それに対してこれだけ対応したのだとかというのがありましたらお知らせ願いたいのですけれども、どれぐらい電話ありました。

○議長（長利 司君） 三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） ただいまの質問にお答えいたします。

町の対策本部のほう、窓口のほうには、相談件数は50件となっております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 50件に対して19件対応したと。ではあと、50件以上の相談が入ったのに19件しか対応していない理由等を、何かの法に当てはめて対応しているのか、お願いします。

○議長（長利 司君） 三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） ただいまの質問にお答えいたします。

この災害救助法についてですが、適用になるのが独り暮らしとか高齢者の方、そしてまた資産の状況等の適用になる方が19件、それ以外の相談で電話くださった方には丁寧に、例えばご家族の方がいらっしゃるとかという方もいらっしゃいましたので、そういう方はご家族の方で対応していただく、もしくは自分で、自分の費用をもって、資産で事業者に委託していただくと。災害救助法の適用になる方とならない方がいらっしゃいまして、なる方が19件ということでございま

す。

以上です。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第6号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第6号は承認することに決定しました。

◎日程第5 報告第7号

○議長（長利 司君） 日程第5、報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 報告第7号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について、ご説明申し上げます。

令和8年2月10日付けで専決処分をいたしました専決第6号は、令和7年度中泊町一般会計補正予算第12号であります。

除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億164万1,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明申し上げます。6ページを御覧ください

い。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、12節委託料に、庁舎除雪300万円を計上し、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目防雪対策費、12節委託料に町道除雪7,000万円を計上しております。庁舎及び町道の除排雪経費を増額補正したものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。前のページを御覧ください。2、歳入。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として7,300万円を計上しております。

以上、令和7年度中泊町一般会計補正予算第12号についてご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第7号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第7号は承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第3号から日程第12 議案第9号まで

○議長（長利 司君） 日程第6、議案第3号 令和8年度中泊町一般会計予算についてから日程第12、議案第9号 令和8年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。

本予算については、予算特別委員会に付託して審査いたしましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

塚本悦子委員長。

（予算特別委員長 塚本悦子君登壇）

○予算特別委員長（塚本悦子君） 去る3月4日の本会議において、予算特別委員会に付託されました議案第3号から議案第9号までの令和8年度中泊町一般会計歳入歳出予算及び各特別会計歳入歳出予算について、3月9日及び11日の2日間にわたり慎重に審査いたしましたところ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（長利 司君） 委員長報告が終わりましたので、これから令和8年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算についての総括質疑を行います。質疑はありませんか。

1番、鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 最近日本におかれても、そしてまた県におかれても、スマート農業に向けた事業が各地で行われております。我が町で独自でスマート農業に向けた事業というのは今まで何かあったものでしょうか。

○議長（長利 司君） 古川農政課長。

○農政課長（古川 優君） ただいまの鈴木議員のご質問にお答えします。

現在、当課で把握している分としては、町単独でスマート農業に向けた事業は行っておりません。国、県の補助事業を活用した事業が59件となっております。

以上です。

○議長（長利 司君） よろしいですか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） そういうことですね。何か我が町でもスマート農業に向けた事業をやっていかなければいけないという意向は聞いていますのであれなのですけれども、今、来年度もしかしたら県の事業としてスマート農業に向けた機械等などを購入するに当たって、上限1,150万円、その半分助成するような事業が今出るようなうわさを聞いております。

そこで、町長にちょっとあれなのですけれども、今スマート農業に向けた事業というか、ドローンが物すごく今使われておりまして、ドローンを買うに当たって、ドローンはスマート農業に向けた事業の一環となるので、県の交付金も使えると思います。でも、ドローンの免許取得、それらに結構高額なお金がかかるのです。それなので、町長

にお願いしたいのですけれども、我が町でスマート農業に向けた事業の一環として、何とかその免許取得に半分ぐらい助成してもらえないものかとお願いしたいのですけれども、町長、どうでしょうか。

○議長（長利 司君） 古川農政課長。

○農政課長（古川 優君） 町としてドローンに特化した補助事業、免許取得についての補助事業については現在考えておりませんが、国のほうで、ドローンスクールで人材育成のための事業もありますので、そちらのほうを活用していただいて、町のほうでもその制度があるということをお伝えしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長利 司君） 鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 分かりました。そうすれば、近々認定農家の総会みたいなものもありますので、できればそういう場に来ていただいて、そのような事業がありますよと説明していただければ大変ありがたいと思っておりますので、もしできればよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

川山議員。

○9番（川山光則君） 私も総括として、一般質問で行いました避難の件ですけれども、私の質問の後に近くの住民たちの相談があったらしくて、その中で公園にどうのこうのという答弁があったのですけれども、あそこは下前の住民から言わせると、何か災害あれば水が噴き出してきて、全然使われないところだそうですので、これからやろうとすれば、その辺は協議しながらやると思うのですけれども、それはそれとして、できればすぐ避難できるところを早急に確保していただきたい。何も別に古しいところでも何でもいいのですからという話でした。それは答弁は要りませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、私から県へのお願ひという感じになるのですけれども、下前の今津波対策でしょうけれども、うちで管理している徐福の里のあそこの護岸、ずっと高く上げてしまひまして、ちょこっと来た写真家と言へばいいのだから、カメラマン、そういった類いの人たちが、あまりに高く、岩木山のほう、徐福の像のところまで行けば見られるらしいのですけれども、私もあそこ確かめていないのですけれども、

高く、「これだけ随分眺めが悪くなったな」という話でして、これからの話で、できればの話ですけれども、もし機会がありましたら県のほうに、徐福の里のところに展望台と言えいいか、展望所と言えいいのか、それらしいものをちょっと整備していただければと、これは私の考えですけれども、いただければいいのですけれどもねと思っていましたので、ひとつ頭の中にちょっとだけでも入れておいていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 除雪のことなのですけれども、川山議員もこの除雪対策について一般質問でやられておりました。そのときにロータリー車の状況について質問なされたのですけれども、ロータリー車2台あって、両方とも稼働年数が30年以上経過していると。そういった中で、まだまだ使えるというようなご答弁をいただいたのですけれども、本年の初めにも、今年は幸いに雪が早めに降らなかったもので、修理に出していたロータリー車が間に合ったような形にはなっていますけれども、あれがもしもうちょっと早めに豪雪が来ていた場合、当然ロータリー車、修理に出していたものが間に合わないような、もう1日か2日の加減だったと思うのです。あれは、ロータリー車、修理から戻ってきて、ちょうど。そういった状況の中で、やっぱり経年劣化がありますので、ロータリー車など重要な重機等は故障していく時期にはやっぱり更新していかないと、部品等の関係もございますし、私たち使っている農機具なども、ある一定の期間になりますと基板がないとか、そういう状況もありますので、そういったときにまだまだ使えるという感じだと思いますと、急なときには本当に対応できるのか。やっぱりある一定の時期になったら、そういう必要なものは更新するなり、リースするなり、いろんな考えはおありでしょうが、そこいらを示していただかないと、災害に、豪雪も災害でありますので、災害に対しての非常に不安感がありますので、そこいら辺の計画等どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（長利 司君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 荒関議員のご質問にお答えします。

一般質問でもありましたが、確かに重機のほう30年以上経過している状況でございます。今後の対策といたしましては、まずは点検整備に出す時期を、これをまずいつもより、通常より早めに出したいと思っております。その結果を受けまして、もしその重機の状態に問題があるとか、そういう場合には、購入するとなると相当の経費がかかりますので、例えばリースということで、まず可能かどうかという確認は内部としてはもう取れておりましたので、そちらのほうの対応はリスク管理としては可能だというふうに考えております。ですので、まずは現状町が所有している重機、こちらのほうが十分に次年度の除雪に耐えられるかどうかという確認作業を早くするということから進めてまいりたいと考えております。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 今リース対応のお話も出ましたけれども、確かに修理等とか稼働については早め早めに点検などされて、準備されることは非常にいいことだと思います。

中里の場合は、合併して飛び地になっておりますので、小泊と中里の距離感というのは、冬場になれば特に非常な距離感を感じるのです。そういうときに現在ある2台のロータリー車で間に合っている、そうすると現在は稼働が可能だというような答弁ですけれども、やっぱり私はもう一台ぐらい用意しておいたほうがいいのではないかと。経年劣化したものを常時稼働できるというような意識ではなくて、やっぱりある程度経年劣化して、それは補修して使っていくということは非常にいいことだと思いますけれども、突然ということがありますので、災害に対しては重々そこいらを考慮していただいて、来年度に向けて、まだ時間等もございますので、その雪の災害には私はもう一台ぐらい、やっぱりリースであっても準備しておく必要性を感じておりますので、何とかそこら辺よろしく願いして、質問に代えさせていただきます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 一般質問で川山議員のほうからも除排雪のことでご質問がありましたけれども、狭い道路の除雪がちょっとなかなかでしたということでした。そこで、我が町に苦情の電話とか何件ほどあり

ましたのでしょうか。

○議長（長利 司君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 総数としてはまだ把握しておらず全体はあれ
ですけれども、大体少ない日、1月の末から豪雪のときですと、少な
い日で大体1日10件程度、多い日ですと大体1日20件から30件
程度の苦情と問合せ、こちらのほうがございました。

○議長（長利 司君） 鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） やっぱりそうだと思います。私のところにも結構来
ましたけれども、まだそうすれば今現在も除排雪に関しては事業委託
しているので、事業所のほうで判断をした上で、また除雪とか行われ
ているということですか。

○議長（長利 司君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 議員のご質問にお答えします。

基本的には除雪業者の判断で回ってもらっておりますけれども、一
定の基準の中で判断する、また苦情等に関しては、環境整備課の職員
が現地を確認した上で、対応方検討しているような形になります。

○議長（長利 司君） 鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 分かりました。

でも、前も私質問したのですけれども、やっぱり事業主が事業主の
判断で、事業所の判断でやるのであれば、銘々みたいな感じになる
と思うのです。やっぱりそこで指導等がなければ、町の職員が誰か各業
者にやってくださいと、そういう発信がなければ、私は青森市もそう
ですけれども、今騒がれていますけれども、青森市もそのような状況
なのです。それなので、やっぱり町の司令塔がきちっとしたものがな
ければ、これは私は改善できないと思います。

そこで、もう一つ提案として、私は各自治会、会長に申し訳ないの
ですけれども、集まっていただいて、各自治会のところでどのような
あれが、例えば苦情というか、そういうものがあつたのか。これは、
町側として把握するものの一つのあれではないかと思うのですけれど
も、どうでしょうか。

○議長（長利 司君） 鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 鈴木議員のご質問にお答えします。

一般質問のときにも答弁させていただいた内容でございますけれど

も、新しくGPSシステムを採用することによって、リアルタイムでまず除雪の状況が確認できるのが1点、あとはそのとき答弁申し上げた集落支援員の皆さんを活用して、皆さんからの現状の意見を吸い上げた上で、その連携を取りながら対応していくということも検討させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第3号から議案第9号までを一括して採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第9号については委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第10号から日程第14 議案第11号
まで

○議長（長利 司君） 日程第13、議案第10号 中泊町地域裨益型再生可能エネルギー共創条例の制定についてから日程第14、議案第11号 中泊町地域裨益基金条例の制定について、以上2議案を一括議題として、説明、質疑を行い、討論、採決については1議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

本案について担当課長に説明を求めます。

越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） 議案第10号 中泊町地域裨益型再生可能エネルギー共創条例の制定について、議案第11号 中泊町地域裨益基金条例の制定について、関連がございますので一括してご説明申し上

げます。

提出議案書綴の7ページを御覧ください。議案第10号は、中泊町における再生可能エネルギーの導入及び利用を通じて、地域外事業者からの地域への裨益とエネルギーの享受を実現し、持続可能な地域づくりを推進することを目的として、条例の制定を提案するものです。

8ページを御覧ください。まず、条例前文では、本町が古くから自然と共に歩んできた歴史を踏まえ、風力や太陽光などの再生可能エネルギーが地域の共有財産であること、そして町民がその利益を享受する権利を有することを明らかにしております。

また、気候変動の深刻化により地域社会が直面する課題を示し、再生可能エネルギーの導入に際して地域裨益の仕組みを構築し、持続可能な地域づくりと脱炭素社会を実現する責務を示したものであります。

第1章の総則に移り、第1条では先ほどご説明申し上げた目的を定め、第2条では、本条例の運用に必要な用語を定義しております。

9ページを御覧ください。第2章の基本方針及び責務に移り、第3条では、町民・町及び事業者が相互の信頼と協働のもと、環境と調和した再エネ導入を進める基本理念を掲げております。

10ページを御覧ください。第4条では、再エネの利用促進と地域裨益の実効性を確保するための措置を講じること、またゾーニングや住民参加の促進などを町の責務とし、第5条では、主体的に再エネの利用や地域事業への参画に努めることを町民の責務とし、第6条では、事業活動における環境への配慮、地域との共生及び地域裨益の具体化に努めることなどを事業者の責務とし、それぞれ規定しております。

第3章の再エネ事業実施の手続きに移り、第7条では、事業者に対する町への事前説明や住民説明会の義務付けについて、第8条では、地域裨益型再エネ事業の認定について、第9条では、大規模発電設備を設置する事業者と町との地域裨益協定の締結の義務付けについて、11ページを御覧ください。また、町内事業者への優先発注、町民の優先雇用、地域裨益金の拠出、町民への出資機会、町出資の地域エネルギー会社への優先的な電力供給などを協定に盛り込むべき事項として規定しております。

第4章の再エネ事業の支援及び体制に移り、第10条では、町長が

意見や助言を聴取するための機関として、中泊町再生可能エネルギー共創協議会の設置について定めており、委員は、学識経験者や町議会議員、農業・漁業・商工・町民の代表者などから選任することとしております。

12ページを御覧ください。第5章の監督、事後措置及び雑則に移り、第11条では、必要に応じて事業者に報告を求め、立入調査を行うことができること、また環境への重大な影響が懸念される場合には改善要求、勧告、公表、事業停止、施設撤去などの措置を求めることができるとし、第12条では、条例の施行に関し必要な事項を規則で定めるとしております。

13ページを御覧ください。続いて、議案第11号は、ただいまご説明申し上げました条例に関連し、中泊町における再生可能エネルギーの導入及び利用を通じて、地域外事業者からの地域への裨益とエネルギーの享受を実現し、持続可能な地域づくりの推進を目的とした基金の創設を提案するものであります。

14ページを御覧ください。第1条では、ただ今申し上げました提案理由のとおり、基金の設置について、第2条では、裨益金等を財源とする基金への積立てについて、第3条では、基金に属する現金の保管方法について、第4条では、基金の運用から生じた収益の処理について、第5条では、基金の用途（処分）について規定しており、脱炭素の推進をはじめ、以下のとおり、地域エネルギー享受権の普及及び地域課題の解決に資する事業などの財源に充てる場合、基金を処分することができるとしております。

15ページを御覧ください。第6条では、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

最後になりますが、ご説明申し上げた2つの条例は、これまで大規模発電施設整備の際、町が発電事業者と先進的な取組として企業版ふるさと納税のように地域裨益について協定を交わしてまいりましたが、昨年7月1日より施行された青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例や、今年、令和8年2月26日に当町の脱炭素先行地域計画が国、環境省から選定されたことを契機として、しっかりとルールを明確化し、積極的な脱炭素推進を図るため、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第10号 中泊町地域裨益型再生可能エネルギー共創条例の制定について、議案第11号 中泊町地域裨益基金条例の制定について、それぞれご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第12号

○議長（長利 司君） 日程第15、議案第12号 中泊町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長谷川福祉課長。

○福祉課長（長谷川朱子君） 議案第12号 中泊町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提出議案書綴の16ページを御覧願います。この条例は、生活習慣等の環境に困難を抱える子ども及び保護者に対して、総合的な支援を行う中泊町子ども第三の居場所の設置及び管理について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき定めるため、提案するものです。

17ページを御覧ください。条例第3条において、名称を「中泊町子ども第三の居場所」とし、位置を「中泊町大字中里字紅葉坂209番地」と定めております。

第4条では休所日を定め、第5条で、開所時間を規則で定めることとし、第6条では使用の許可等について定めております。

18ページを御覧ください。第8条では、使用料を無料とし、町長が必要と認めたときは、使用に係る実費を徴収することができるものと定めております。

第9条では、原状回復の義務を、第10条では損害賠償の義務をそれぞれ定め、第11条で、この条例の定めるもののほか、この条例施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしております。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上、議案第12号 中泊町子ども第三の居場所の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第13号

○議長（長利 司君） 日程第16、議案第13号 中泊町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長谷川福祉課長。

○福祉課長（長谷川朱子君） 議案第13号 中泊町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

提出議案書綴の19ページを御覧ください。本条例は、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため提案するものです。

「乳児等通園支援事業、（通称）こども誰でも通園制度」は、全ての子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的として、国が制度化したものです。保育所等に入所していない0歳6ヶ月から満3歳未満の子どもが、保護者の就労条件等を問わず、月一定時間（10時間）までの利用枠の中で柔軟に利用することができます。令和8年度から全ての自治体で実施するもので、新たな給付制度に位置づけられることから、国の定める基準に従い、乳児等通園支援給付費の給付対象施設の確認や利用者の給付認定に関する運営の基準等について条例で定めるものです。

21ページを御覧ください。条例の主な内容は、第3条において特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員、1月当たりの利用定員を定めるものと定め、第4条では、利用の申し込みを受けた後、子ども・保護者の心身の状況を把握するため面談しなければならないと定めております。

第5条では、正当な理由のない提供許否の禁止について定め、22ページを御覧ください。第10条では、特定教育・保育施設との連携について定めております。

23ページを御覧ください。第12条では、特定乳児等通園支援事業者による利用料等の徴収について定め、25ページを御覧ください。第19条では、特定乳児等通園支援事業者は、運営規程を定めておかなければならないと定めております。

26 ページを御覧ください。第24条では、虐待等の禁止を定め、28 ページを御覧ください。第30条では、事故の発生またはその再発を防止するため、措置を講じなければならないと定めております。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上、議案第13号 中泊町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号

○議長（長利 司君） 日程第17、議案第14号 中泊町トレーラーハウス施設事業条例の制定についてを議題にします。

本案について副町長に説明を求めます。

三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） 議案第14号 中泊町トレーラーハウス施設事業条例の制定について、ご説明申し上げます。

提出議案書綴の32 ページを御覧願います。この条例は、災害時の避難所における生活環境向上推進及び平常時の宿泊施設としての活用による地域活性化を図ることを目的として、条例の制定を提案するものです。

33 ページを御覧ください。条例第2条において、名称を「トレーラーハウス」と定め、位置を「中泊町大字中里字亀山170番地1」、

台数を「3台」と規定しております。

第3条ではトレーラーハウスの管理は町長が行い、第4条では、災害時の避難所生活環境の向上に係る事業、平常時の宿泊施設としての営業、その他設置目的を達成するために必要な事業を規定しております。

第5条では営業日を年中とし、町長が特に必要と認めるときは、休業日を設けることができるものとしております。

第6条では入館の制限について、34ページを御覧ください。第7条では入館者の遵守事項を定めております。

第8条では宿泊料金について規定しており、第2項で別表1に定める額を町長に支払わなければならないとしております。

第9条では、トレーラーハウス設置の目的を効率的に達成するため、町長が指定管理者に管理運営を行わせることができるとしており、第10条では指定管理者の業務について規定しております。

第11条では、原状回復の義務について、第12条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることとしております。

以上、議案第14号 中泊町トレーラーハウス施設事業条例の制定についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第15号から日程第21 議案第18号

まで

- 議長（長利 司君） 日程第18、議案第15号 中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の全部改正についてから日程第21、議案第18号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、以上4議案を一括議題として、説明、質疑を行い、討論、採決については1議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

本案について副町長に説明を求めます。

副町長。

- 副町長（三上晃瑠君） 「議案第15号 中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の全部改正について」、「議案第16号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、「議案第17号 中泊町特別職職員の旅費に関する条例の一部改正について」、「議案第18号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」までの4議案につきまして、関連性が高いことから一括してご説明申し上げます。

提出議案書綴の36ページを御覧ください。今回の改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、青森県や県内市町村においても、旅費制度の見直しが進められている動向を勘案し、所要の改正を行うものであります。

改正の主な趣旨は、職員、町議会議員及び特別職等に係る旅費と費用弁償について、原則として実際に支払った額に基づき支給するものであります。

これまで定額支給としていた部分に加え、上限額を設けた上で実費支給へ改めるなど、制度全体を見直す抜本的な改正となっております。

はじめに、中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の主な改正内容につきまして、ご説明いたします。

42ページの下段を御覧ください。第2章第1節第9条におきまして、旅費の種目及びその内容を明確化しております。続く第2節、第10条から第13条におきまして、「鉄道賃」、「船賃」、「航空賃」並びに自動車を利用する場合の「その他の交通費」について、それぞれの支給内容及び上限額を明示しております。

45ページを御覧ください。第14条では宿泊費につきまして、地域の実情を勘案し、規則で定める額とすることとしております。

第15条では、いわゆる宿泊パック旅行に対応する「包括宿泊費」を規定し、第16条では、国における日当廃止に準拠し、新たに「宿泊手当」を設けております。

次に、「議案第16号 中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」、「議案第17号 中泊町特別職職員の旅費に関する条例の一部改正について」、「議案第18号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」につきましては、「条例等新旧対照表」により説明いたします。

新旧対照表の1ページを御覧ください。中泊町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例第5条につきまして、先ほどご説明いたしました職員の旅費条例と同様に、旅費の支給内容及び上限額を明示するとともに、今回の改正に合わせた所要の整備を行っております。

4ページを御覧ください。中泊町特別職職員の旅費に関する条例第2条につきましても、旅費の支給内容及び上限額を明示するとともに、同様に所要の整備を行っております。

7ページを御覧ください。中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例第15条につきましても、旅費の支給内容及び上限額を明示するとともに、同様に所要の整備を行っております。

なお、これらの条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、議案第15号から議案第18号まで、4議案についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第15号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第19号

○議長（長利 司君） 日程第 22、議案第 19 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について副町長に説明を求めます。

三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） 議案第 19 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提出議案書綴の 60 ページを御覧ください。今回の改正は、委員報酬等の見直し及び国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、条例を一部改正するものであります。

委員報酬等の支給額の見直しにつきましては、物価上昇の中、平成 17 年の合併以来、1 度も見直されていないため実施するものであります。

算定基準といたしましては、「合併時の平成 17 年からの物価指数上昇率」、「最低賃金の現状」及び「国で定める県内の類似団体との均衡」等を考慮したものとなっております。

費用弁償の改正は、中泊町職員等の旅費及び費用弁償に関する条例に準拠し、原則として実際に支払った額に基づき支給するものであります。

改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の 8 ページを御覧ください。第 3 条等の費用弁償では、一般職の職員の旅費支給の例によるものとするため所要の整備を行っております。

別表 1 の報酬額では、基本となる日額報酬それぞれに 1,000 円増額とする改定をしたほか、選挙管理委員会の投開票に係る報酬額を国準拠とし、また農業委員会、教育委員会等につきまして精査のうえ、それぞれ所要の増額改定等を行っております。

このほか、来年度の新規事業などに伴い、新設の委員会として「静川園保存活用計画策定委員会」、「学校運営協議会」、「中泊町福祉有償運送運営協議会」、「中泊町子ども・子育て会議」を追加し、「観光ビジョン推進委員会」、「学校運営協議会委員会」を廃止いたしております。

以上、議案第 19 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部

改正についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第20号

○議長（長利 司君） 日程第23、議案第20号 中泊町職員定数条例の一部改正についてを議題にします。

本案について副町長に説明を求めます。

三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） 議案第20号 中泊町職員定数条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提出議案書綴の65ページを御覧ください。地方自治法第172条第3項の規定により、地方自治体の職員定数は条例で定めることとされております。

今般、選挙管理委員会事務局における事務処理体制の強化を図るため、総務課庶務係から職員3名を追加するとともに、教育委員会事務局においては、令和11年度に開校予定の義務教育学校の準備事務を円滑に進める必要があることから、当該業務に従事する職員を1名追加するため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の13ページを御覧ください。第2条第3号の「選挙管

理委員会事務局の職員」を 8 人から 11 人に、同条第 4 号の「監査委員の事務局の職員」を 2 人から 1 人に、同条第 5 号の「教育委員会の事務局の職員」を 17 人から 18 人に、それぞれ改めるものです。

以上、議案第 20 号 中泊町職員定数条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒関議員。

○6 番（荒関富雄君） この定数条例、先ほどの説明では、増やした部分の内容等の説明はありましたが、監査委員が 2 名から 1 名に減った理由等はいかがなものでしょうか。

○議長（長利 司君） 三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） ただいまの荒関議員のご質問にお答えします。

監査委員事務局の職員を 2 人から 1 人になった理由といたしましては、現在の事務局体制の見直し、現状に合わせて勘案して 2 人から 1 人としておりました。現状では、監査部局 2 名となっておりますが、今後監査部局の職員を 1 名ということとしております。

以上です。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6 番（荒関富雄君） 条例改正前は 2 名であったのに、現状が 1 名というのはどういうことでしょうか。そこを聞いているのです。

○議長（長利 司君） 三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） ただいまの荒関議員のご質問にお答えします。

監査委員の職員 2 人から 1 人となっておりますが、議会の事務局の職員による併任ということで、現状事務の内容等精査いたしまして、1 名ということにしておりました。条例改正に提案したものでございます。

以上です。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6 番（荒関富雄君） 今の説明を聞きますと、条例改正前に事務局体制の中で、条例では 2 名であったのを 1 名にしてあって、それが今回この問題で条例改正があるときに条例を改正したというふうに理解してよろ

しいのですか。

○議長（長利 司君） 三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） ただいまのご質問にお答えします。

すみません、私の説明が足りませんでした。この今まで2人としておったのは、2人を超えないものという取扱いで超えておりませんでした。今回の条例改正に合わせまして、1人とする形でも問題ないということで今回提案させていただきました。2人を超えないものということで、今まで1人でも問題なく行ってきたということでもあります。

以上です。

○議長（長利 司君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 答弁はそれでよろしいでしょうけれども、いつも答弁されるとき適時適切にと申しておりますので、そういう問題は適時適切に議会のほうにもご報告していただければ、今後スムーズにいくと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第21号

○議長（長利 司君） 日程第24、議案第21号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

古川町民課長。

○町民課長（古川明彦君） 議案第21号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する

る条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書綴りの67ページを御覧願います。今回の条例改正は、総務省が定める住民基本台帳事務処理要領が令和8年1月1日に一部改正されたことに伴うものです。住民基本台帳カードの利用有効期間が令和7年12月31日をもって満了となったことにより、印鑑登録時の本人確認書類から住民基本台帳カードを削除する必要があるため、中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものがあります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明いたします。

新旧対照表の14ページを御覧ください。中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例、第5条第3項1号中、「住民基本台帳カード」を削るものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行することといたしております。

以上、議案第21号 中泊町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第22号

○議長（長利 司君） 日程第25、議案第22号 中泊町介護保険条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長谷川福祉課長。

- 福祉課長（長谷川朱子君） 議案第22号 中泊町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提出議案書綴の69ページを御覧願います。今回の改正は、令和8年度介護保険料算定において、令和7年度税制改正の影響により、介護保険料段階が意図せず上昇する被保険者に対し、令和8年度に限り、令和7年度の介護保険料段階まで減免するため、また、特例的な減免措置を講じるにあたって、被保険者の負担を考慮し、申請によらずシステム的に減免措置することができるよう、所要の改正を行うものであります。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。

条例等新旧対照表の15ページを御覧願います。第10条第1項第4号の次に、特例的な減免にも対応できるよう、新たに第5号として、「その他特別の理由があること。」を加え、申請によらずとも減免措置することができるよう、同条第2項ただし書きを「町長が特に認める場合は、このかぎりでない」に改めるものです。

附則の一部改正については、文言を整えるため、法律番号を加えるものです。

なお、本条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上、議案第22号 中泊町介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

- 議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 6 議案第 2 3 号

○議長（長利 司君） 日程第 2 6、議案第 2 3 号 中泊町森林公園条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

古川農政課長。

○農政課長（古川 優君） 議案第 2 3 号 中泊町森林公園条例の一部改正についてご説明いたします。

条例等新旧対照表でご説明いたしますので、1 6 ページから 1 7 ページを御覧願います。

本改正は、中泊町森林公園施設ふれあいセンター及びコテージの使用料を改正するものです。近隣の同種宿泊施設及び町内宿泊施設と宿泊料金を比較した結果、当施設は安い料金であること及び、人件費や物価高騰に伴う施設の維持管理経費が増加していることから、宿泊施設としての機能維持・向上を図るため、施設の休憩料金・宿泊料金及び関連用品等の料金を改正するものであります。

本条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上、議案第 2 3 号 中泊町森林公園条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 2 3 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 27 議案第 24 号

○議長（長利 司君） 日程第 27、議案第 24 号 中泊町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木環境整備課長。

○環境整備課長（鈴木輝文君） 議案第 24 号 中泊町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

議案綴りの 74 ページを御覧願います。一般廃棄物処理業許可事務をつがる西北五広域連合へ委譲することに伴い、条例の一部を改正するため、議会の議決を求めるものであります。

現在、一般廃棄物のごみ収集運搬等の許可は各構成自治体が行っており、許可基準や手続きに関して不統一な状況であることから、「つがる西北五広域連合」に許可事務を統一するものであります。

変更内容については、条例等新旧対照表の 18 ページを御覧願います。

第 11 条及び第 12 条を削り、第 13 条を第 11 条へ繰り上げ、以降第 16 条までを 2 条ずつ繰り上げとし、第 17 条を削り、第 18 条を第 15 条とするものです。

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上、議案第 24 号 中泊町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 24 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第25号

○議長(長利 司君) 日程第28、議案第25号 中泊町道路占用料等徴収条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木環境整備課長。

○環境整備課長(鈴木輝文君) 議案第25号 中泊町道路占用料等徴収条例の一部改正についてご説明いたします。

議案綴りの76ページを御覧願います。道路法施行令の一部を改正する法令の施行に伴い、条例の一部を改正するため、議会の議決を求めます。

道路法第39条において、道路管理者は道路の占用につき占用料を徴収することができることとされており、占用料の額は、政令で定めるとなっております。

このたび、令和6年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、占用料が見直されることとなりましたので、町としましても国、県に準じた内容で条例を改正するため提案するものです。

変更内容については、条例等新旧対照表で説明いたしますので、19ページから23ページを御覧願います。

別表(第2条関係)において占用物件等について、占用料を改正するものであります。

この条例は、令和8年4月1日から施行するものです。

以上、議案第25号 中泊町道路占用料等徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第29 議案第26号

○議長(長利 司君) 日程第29、議案第26号 中泊町下前体育館条例の廃止についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

田中教育課長。

○教育課長(田中綾人君) 議案第26号 中泊町下前体育館条例の廃止についてご説明いたします。

提出議案書綴の81ページを御覧願います。旧下前小学校の校舎部分である博物館下前分館は、昨年3月に行われた議会定例会において「中泊町総合文化センター条例の一部改正」により廃止いたしました。体育館部分については存置させるかどうかの検討をいたしました。下前体育館は、下前小学校閉校後、地域利用の体育館、社会体育施設としてのほか、避難所としても活用してまいりましたが、校舎同様、竣工から40年を経過し、老朽化による建物の雨漏りが激しい状態でございます。

修繕には大規模な改修工事が必要と思われ多額の費用を要することや、ここ数年体育館としての利用がないことから、同体育館の条例を廃止するものであります。

以上、議案第26号 中泊町下前体育館条例の廃止についてご説明いたしました。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第30 議案第27号

○議長(長利 司君) 日程第30、議案第27号 令和7年度中泊町一般会計補正予算第13号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長(木元 剛君) 議案第27号 令和7年度中泊町一般会計補正予算第13号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億659万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ92億9,504万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

最初に、歳出についてご説明いたします。

17ページを御覧ください。3、歳出。第2款総務費、第1項総務管理費、第6目企画費、22節償還金、利子及び割引料で、国庫支出金過年度分返還金2,945万6,000円を計上しております。令和6年度に実施した定額減税・不足額給付事業等の事業費確定に伴い、概算交付された補助金を返還するものであります。

18ページを御覧ください。第12目電算事務対策費、12節委託料において、標準化対応1億7,249万円を減額しております。予定していた標準化移行が後ろ倒しとなったため、精査したものであります。

第14目財政調整基金費、24節積立金に1億5,909万7,0

00円を、第15目減債基金費、24節積立金に1,329万6,000円を計上しております。

21ページを御覧ください。第3款民生費、第2項児童福祉費、第3目子ども・子育て支援事業費、19節扶助費において、事業費の精査により、施設型給付費等合計で2,100万8,000円を減額しております。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費、27節繰出金、次のページを御覧ください。国民健康保険特別会計（診療施設勘定）に4,487万1,000円を計上しております。今年度の収支見込みを精査し、所要額を繰り出すものであります。

23ページを御覧ください。第6款農林水産業費、第2項農業費、第5目農業経営基盤強化促進事業費、18節負担金、補助及び交付金に、農業用機械の導入費に対する補助、担い手確保・経営強化支援事業3,000万円を計上し、今年度事業費の確定に伴い、強い農業づくり総合支援交付金3億7,711万1,000円を減額しております。

24ページを御覧ください。第4項農地費、第2目土地改良費、18節負担金、補助及び交付金、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業から県営農地中間管理機構関連農地整備事業負担金に1億458万5,000円を計上し、第3目農道整備促進事業費、18節負担金、補助及び交付金に通作条件整備事業678万2,000円を計上しております。国の補正予算に伴い、事業費が増となったため、負担金を増額するものであります。

26ページを御覧ください。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路新設改良費、12節委託料に、町道375号線道路改良工事に係る設計費1,100万円を、14節工事請負費に、町道354号線舗装補修工事3,100万円を計上しております。

第3項河川費、第1目河川維持費、14節工事請負費に、田の沢川護岸補修及び二斗五升沢川護岸改修工事合計で1,266万1,000円を計上しております。

28ページを御覧ください。第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、12節委託料において、事業費の精査により3,029万1,000円を減額しております。

そのほか、既決予算額の精査や事業費の確定などにより所要の補正を行っております。

次に、歳入について主なものをご説明申し上げます。

12ページを御覧ください。第10款地方交付税、第1項地方交付税、第1目地方交付税で、臨時経済対策、給与改定等に係る算定により普通交付税が増となっており、1億4,093万9,000円を計上しております。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金で、施設型給付費の精査に伴い、子どものための教育・保育給付交付金1,578万7,000円を減額し、13ページを御覧ください。第2項国庫補助金、第1目総務費補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金・国予備費分と国補正分で組替えを行っております。

14ページを御覧ください。第15款県支出金、第2項県補助金、第4目農林水産業費補助金、2節農業費補助金において、担い手確保・経営強化支援事業費補助金3,000万円を計上し、事業費の確定に伴い、強い農業づくり総合支援交付金3億7,711万1,000円を減額しております。

16ページを御覧ください。第20款諸収入、第4項雑入、第1目雑入、2節総務費雑入で、情報システム標準化・共通化対応事業費の精査に伴い、デジタル基盤改革支援補助金1億6,630万4,000円を減額しております。

第21款町債、第1項町債、第2目農林水産業債から第3目土木債まで、合計で1億4,310万円を計上しております。

次に、繰越明許費補正、債務負担行為補正及び地方債補正についてご説明申し上げます。

6ページを御覧ください。第2表繰越明許費補正では、第2款総務費、第1項総務管理費、コンビニ証明発行システム改修事業から、第8款土木費、第3項河川費、田の沢川護岸補修事業までの9事業について、年度内にその支出が終わらないことから、翌年度に繰り越して使用するため、追加設定するものであります。

次のページを御覧ください。第3表債務負担行為補正、1、追加では、指定管理者制度による公の施設の管理運営業務及び8年度で予定

する事業のうち、本年度中に契約の締結を要する事業について追加設定し、8ページを御覧ください。2、変更では、既に契約済みの指定管理者制度による公の施設の管理運営業務について、人件費及び物価の高騰等に伴い、限度額を変更しております。

9ページを御覧ください。第4表地方債補正、1、追加では、橋梁長寿命化事業について限度額280万円で追加設定し、2、変更では、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業から河川護岸改修事業まで7事業について、事業費の変更に伴い、増額変更するものであります。

以上、議案第27号 令和7年度中泊町一般会計補正予算第13号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 今回相撲甚句の会が日本一と、垂れ幕も上がって大変立派でありました。ただ、何でこれがスポーツ賞、文化賞に該当しないのかなと、これは教育委員会に質問。垂れ幕上がったけれども、この間何かの賞をもらっていないとのことで、不満の声がありました。今日これからもし推薦があったとすれば。

○議長（長利 司君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） ただいまの質問にお答えいたします。

すみません、推薦が上がったかどうかも含めて、ちょっと承知していません。もし上がっていた……。上がっていないそうでございます。

（何事か声あり）

○議長（長利 司君） 沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 上がったところで、垂れ幕までやるのならば、来ないから上げない。来れば上げるわけだか、これは、教育長。

○議長（長利 司君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木信也君） いろんなところから推薦来て、確かに推薦漏れているところも追加で上げたりしております。今回甚句の会、非常に頑張ってくださいまして、垂れ幕も作りました。垂れ幕の規定もあります。すけれども、表彰規定というのは、各スポーツはスポーツの推進委員会、文化は文化の委員会がありまして、そこにかかって上がってくる

のです。ただ、今沖崎議員おっしゃるように、そこで漏れたところは全部頭ごなしに否定するものではございません。今のお話を受けて、その辺は精査して、また検討したいと思います。表彰は終わっておりますけれども、追加で表彰することはやっておりますので。

○議長（長利 司君） 沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 今日その団体と会う予定がありますので、期待しておりますし、またもう一つは野上莉来奈さんだか、警視庁、これはこの間スポーツ賞には該当になってもらった。だけれども、垂れ幕はない。これは。

○議長（長利 司君） 教育長。

○教育長（鈴木信也君） 野上さん、警視庁で柔道ですよ。一応それにつきましては、うちのほうにも問合せがあり、我々のほうでも、先ほど規定がありまして、その規定には残念ながら該当しないので、今回は垂れ幕は見送らせていただきました。ただ、スポーツ賞のほうには該当するというので入れております。細かい規定につきましては、ホームページのほうでも公開しておりまして、ただその辺のところにつきましては、またうちの生涯学習系のほうが担当でございますので、その辺も含めて今後どこまで拡大するのか、検討することもやぶさかではないと考えております。

○議長（長利 司君） 沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） 警視庁だよ。何も審査だの、面倒なことはやらないで、あしたにでも今日これからでもやればいいのかでないの、そういうのは。どうなの、教育長。

○議長（長利 司君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木信也君） 沖崎議員がおっしゃっている、心情的には分かりますけれども、我々のほうである程度のガイドラインを決めないと非常に混乱します。そういう意味で、最初垂れ幕の行為を行う上に当たって、そういうものを決めたのです。だから、それに警視庁のそれは該当しないということになりましたので、それにつきましては今回は駄目でありますけれども、今後そういうご要望があれば、教育委員会内部でも検討して、どこまで幅を広げるのか、そういうことは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑ありませんか。

川山議員。

○9番（川山光則君） 15ページのふるさと納税の寄附金のことで、今これ3,000万減額していましたがけれども、これいつまで、まだあれだよな、締切りではないので、もう諦めて3,000万円減額したのか、ちょっとお願いします。

○議長（長利 司君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） ただいまの川山議員のご質問にお答えします。

3,000万減額したのは、当初令和6年度の実績で1億2,000万、これは米の需要で伸びた実績がございます。これで当初予算を約6割程度、7,600万にしておりました。ところが、米の需要といたしますか、それ以上伸びず、今回は例年どおり4,000万、今超えたところでございます。3月までの入金でもって締めることにはなりますが、やはり4,500万ぐらいが限界だろうということで減額しております。

○9番（川山光則君） ありがとうございます。

○議長（長利 司君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第28号

○議長（長利 司君） 日程第31、議案第28号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

古川町民課長。

○町民課長（古川明彦君） 議案第28号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号について、ご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,567万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,694万2,000円とし、診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ983万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,599万7,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定の歳出からご説明いたします。

9ページを御覧ください。3、歳出。第7款基金積立金、第1項基金積立金に、財政調整基金積立金112万8,000円を計上しております。利子の確定によるものであります。

第9款諸支出金、第2項繰出金に、直営診療施設勘定繰出金1,455万1,000円を計上しております。特別調整交付金の確定によるものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。

7ページにお戻り願います。2、歳入。第4款県支出金、第1項県補助金、第1目保険給付費等交付金に1,398万円を計上しております。

第5款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金に112万7,000円を計上しております。

第6款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節保険基盤安定繰入金から、8ページを御覧ください。第7節財政安定化支援事業繰入金まで、合計で721万6,000円を計上し、第2項財政調整基金繰入金において、歳出との関連により、668万7,000円を減額しております。

以上で事業勘定の説明を終わります。

続きまして、診療施設勘定について、歳出からご説明いたします。

14ページを御覧ください。3、歳出。第1款総務費、第1項医療施設管理費において、1節報酬から18節負担金、補助及び交付金ま

で合計で230万3,000円を減額しております。

第2款医業費、第1項医科用医業費において、合計で714万円を減額しております。

次に歳入について説明いたします。

11ページにお戻り願います。2、歳入。第1款診療収入、第1項医科外来収入において、本年度における収入見込みを精査し、合計で4,564万5,000円を減額し、第2項歯科外来収入において、12ページを御覧ください。合計で1,516万2,000円を減額し、第3項その他診療収入において、合計で71万5,000円を減額しております。

第4款繰入金、第1項他会計繰入金において、第1目事業勘定繰入金に1,455万1,000円、第2目一般会計繰入金に4,487万1,000円、合計で5,942万2,000円を計上しております。

第6款諸収入、第2項受託事業収入、13ページを御覧ください。第2目予防接種代金において、収入見込みを精査し、662万9,000円を減額し、合計で688万円を減額しております。

続きまして、第2表債務負担行為について、ご説明いたします。

お戻りいただき、予算書の3ページを御覧願います。事業勘定については、国保納税通知書印刷業務85万1,000円、5ページを御覧願います。診療施設勘定につきましては、オンライン診療機器・電子カルテ利用料128万1,000円、レセプトシステム使用料33万円を期間及び限度額を定め、計上しております。

以上、議案第28号 令和7年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 12ページの繰入金についてお伺いいたします。

一般会計の繰入金、補正前の額が2,437万円で、補正額が4,487万1,000円、これがこういうふうにならざるに一般会計からの繰入れになった理由とか、何で補正前が2,437万で、補正額が4,487万1,000円というのは、当初予算の組み方、組替えがあったの

か。何か理由がなければ、これほどのあれがないのかなと思って伺
いしたのですけれども。

○議長（長利 司君） 木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 荒関議員のご質問にお答えいたします。

まず、当初予算に盛っている分については、医師確保対策として医
科の先生の特勤手当分、たしか1,090万ぐらいだったと思うので
すけれども、それプラス診療所で償還して、建設の際に借り入れて償
還している地方債の分、これが特別交付税措置がありまして、それが
1,300……。たしか30万か40万、すみません、詳細は失念し
ておりますが、そちらを合計した額を当初予算で計上しているという
ところでございます。

そして、今補正している部分につきましては、診療所の歳入歳出を
見まして、収支不足する分を追加して計上しているという状況でござ
います。

○議長（長利 司君） 6番、荒関議員。

○6番（荒関富雄君） そうすれば、これ一般会計の繰入れ4,487万1,
000円は、当初診療報酬等を見込んだのは歳入として入ってこない、
不足分と理解していいということですよ。今の説明聞けば、そう。
これは、それこそ不足分を一般会計から繰入れしたと。

○議長（長利 司君） 木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） そのとおりで、収入支出の不足分を補填している
というところでございます。

○議長（長利 司君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

休憩 午後 零時04分

再開 午後 1時00分

○議長（長利 司君） 休憩中の会議を再開します。

◎日程第32 議案第29号

○議長（長利 司君） 日程第32、議案第29号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

長谷川福祉課長。

○福祉課長（長谷川朱子君） 議案第29号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,420万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,124万4,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、その主なものについてご説明いたします。

最初に、歳出についてご説明いたします。

10ページを御覧願います。3、歳出。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金で、施設介護サービス給付費増等により1,126万5,000円を計上しております。

11ページを御覧願います。第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費、18節負担金、補助及び交付金で、通所型サービス支給費147万8,000円を計上しております。

次に、歳入について主なものをご説明いたします。

7ページにお戻り願います。2、歳入。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料で、今年度の賦課状況等を踏まえ538万8,000円を計上しております。

その他、歳出との関連において、第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目調整交付金で1,364万8,000円を減額しております。

8ページを御覧願います。第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金に333万5,000円を計上し、第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金に213万2,000円を計上しております。

9ページを御覧願います。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金から、第5目低所得者保険料軽減繰入金まで、合計248万3,000円を減額し、第2項基金繰入金、第1目介護給付費準備基金繰入金に1,642万円を計上しております。

次に、債務負担行為についてご説明いたします。

4ページにお戻り願います。第2表債務負担行為では、令和8年度介護事業所台帳管理システム利用にあたって3月中に契約する必要があることから、限度額36万3,000円を計上しております。

以上、議案第29号 令和7年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号について、ご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第30号

○議長（長利 司君） 日程第33、議案第30号 令和7年度中泊町後期高

齢者医療特別会計補正予算第2号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

古川町民課長。

○町民課長（古川明彦君） 議案第30号 令和7年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について、ご説明いたします。

令和7年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,404万9,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,361万3,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算の主なものを、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

5ページを御覧ください。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費において事業費の精査により、合計で128万1,000円を減額しております。

第2款後期高齢者医療連合納付金、第1項後期高齢者医療連合納付金、18節負担金、補助及び交付金において、県広域連合より示された額により精査し、1,533万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。

4ページにお戻り願います。2、歳入。第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料に、現年度分及び滞納繰越分合計2,029万6,000円を計上しております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金において、1節事務費繰入金から3節療養給付費繰入金まで、合計548万2,000円を減額しております。

第5款諸収入、第2項雑入において、78万9,000円を減額しております。

以上、議案第30号 令和7年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第34 議案第31号から日程第36 議案第33号
まで

○議長(長利 司君) 日程第34、議案第31号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第36、議案第33号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上3議案を一括議題として、説明、質疑を行い、討論、採決については1議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長(濱館豊光君) 議案第31号から議案第33号 中泊町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

現委員の任期満了に伴い、後任委員3名を選任するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第31号は、委員に佐藤るり子氏を選任するものであります。佐藤氏は、現委員として活躍されており、適任であると存じますので、再任するに当たり、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第32号は、委員に長利俊広氏を選任するものであります。長利氏は、現委員として活躍されており、適任であると存じますので、再任するに当たり、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第33号は、今期をもって退任される現委員、阿部二郎氏の後任の委員として斎藤明氏を選任するものであります。斎藤氏は、小泊地域砂山に在住で、令和元年3月31日で中泊町職員を定年退職する

まで税務経験が6年あり、そのほか財政課課長補佐、町民課副参事を歴任するなど幅広く行政に精通し、適任であると存じますので、ご同意を賜りますよう何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第31号の討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第32号の討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第33号の討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第37 議案第34号

○議長(長利 司君) 日程第37、議案第34号 中泊町教育委員会教育長の任命についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長(濱館豊光君) 議案第34号 中泊町教育委員会教育長の任命についてご説明申し上げます。

現教育長、鈴木信也氏の任期が令和8年6月12日をもって満了することに伴い、後任の教育長として同氏を再任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

鈴木信也氏については、令和4年6月から教育長を務め、その間メタバースを活用した新しい英語教育など、「中泊町の未来を拓く人づくり」に取り組み、さらなる教育環境の整備を進めてまいったところであります。

今後は、少子化を見据えた学校配置等の課題も山積しており、重要な役割を果たしていただくべく再度任命させていただきたいと考えておりますので、ご同意賜りますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は同意することに決定しました。

◎日程第38 議案第35号

○議長(長利 司君) 日程第38、議案第35号 中泊町教育委員会委員の任命についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱館町長。

○町長(濱館豊光君) 議案第35号 中泊町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員、宮越寛氏の任期が令和8年5月17日をもって満了することに伴い、後任の委員として同氏を再任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

宮越氏は、町村合併後の平成17年5月18日に中泊町教育委員会委員に任命されてから今日に至るまで当町の教育委員会委員として活躍されており、適任であると存じますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長(長利 司君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は同意することに決定しました。

◎日程第 3 9 議案第 3 6 号

○議長（長利 司君） 日程第 3 9、議案第 3 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件を議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

町長。

○町長（濱舘豊光君） 議案第 3 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてご説明申し上げます。

現委員、鳴海晃氏の任期が令和 8 年 6 月 3 0 日をもって満了することに伴い、後任の委員として同氏を再推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

鳴海氏は、中里地域富野在住で、令和 2 年 4 月から人権擁護委員として活動しており、委員として適任であると存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 3 6 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 6 号は同意することに決定しました。

◎日程第 4 0 議案第 3 7 号

○議長（長利 司君） 日程第 4 0、議案第 3 7 号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定についてを議題にします。

これは、川山議員に関する案件になりますので、地方自治法第 1 1 7 条の規定により、川山議員の退席を求めます。

（ 9 番 川山光則君退席）

○議長（長利 司君） 本案について副町長に説明を求めます。

三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） 議案第37号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

指定管理者の募集方法につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募いたしました。

応募のあった指定管理者の選定については、関係課長等13名で構成します「中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審査を行い、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定いたしました。

今回、議案提出いたしました案件につきまして、応募は1団体、従来の管理団体であり、これまでの管理実績にかんがみて、この団体を「適当」と認めました。

提出議案書綴の89ページを御覧願います。議案第37号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は小泊観光協会、指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

以上、議案第37号 中泊町徐福の里物産品直売所に係る指定管理者の指定についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

川山議員の入場を許可します。

（9番 川山光則君入場）

◎日程第41 議案第38号

○議長（長利 司君） 日程第41、議案第38号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定についてを議題にします。

これは、成田議員に関係する案件になりますので、地方自治法第117条の規定により、成田議員の退席を求めます。

（3番 成田直人君退席）

○議長（長利 司君） 本案について副町長に説明を求めます。

三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） 議案第38号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

指定管理者の募集方法につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募いたしました。

応募のあった指定管理者の選定については、関係課長等13名で構成します「中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審査を行い、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定いたしました。

今回、議案提出いたしました案件につきましては、応募は1団体、従来の管理団体であり、これまでの管理実績にかんがみて、この団体を「適当」とであると認めました。

提出議案書綴の90ページを御覧願います。議案第38号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は小泊漁業協同組合、指定期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

以上、議案第38号 中泊町基幹集落センターに係る指定管理者の指定についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

成田議員の入場を許可します。

(3番 成田直人君入場)

◎日程第42 議案第39号から日程第45 議案第42号
まで

○議長(長利 司君) 日程第42、議案第39号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定についてから日程第45、議案第42号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について、以上4議案を一括議題として、説明、質疑を行い、討論、採決については1議案ごとに行います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

本案について副町長に説明を求めます。

三上副町長。

○副町長(三上晃瑠君) 議案第39号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について、議案第40号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について、議案第41号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定について、議案第42号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定についてを一括してご説明申し上げます。

指定管理者の募集方法につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募いたしました。

応募のあった指定管理者の選定については、関係課長等13名で構成します「中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審査を行い、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定いたしました。

今回、議案提出いたしました案件、すべてにつきまして、1団体の応募であり、従来の管理団体でしたので、これまでの管理実績にかんがみて、「適当」とであると認めました。

提出議案書綴の 9 1 ページを御覧願います。議案第 3 9 号 中泊町折腰内オートキャンプ場に係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は株式会社小泊うみどり一む振興社、指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの 3 年間です。

提出議案書綴の 9 2 ページを御覧願います。議案第 4 0 号 中泊町すくすくこども館に係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は株式会社小泊うみどり一む振興社、指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの 3 年間です。

提出議案書綴の 9 3 ページを御覧願います。議案第 4 1 号 中泊町折腰内交流施設に係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は株式会社ヤマカ、指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの 3 年間です。

提出議案書綴の 9 4 ページを御覧願います。議案第 4 2 号 中泊町高齢者生活福祉センターに係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は社会福祉法人中泊町社会福祉協議会、指定期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までの 3 年間です。

以上、議案第 3 9 号から議案第 4 2 号までの指定管理者の指定についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議案第 3 9 号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 3 9 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 9 号は原案のとおり可決されました。

議案第 4 0 号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

議案第42号の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第46 議案第43号

○議長（長利 司君） 日程第46、議案第43号 中泊町の集会施設等に係る指定管理者の指定についてを議題にします。

本案について副町長に説明を求めます。

三上副町長。

○副町長（三上晃瑠君） 議案第43号 中泊町の集会施設等に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

提出議案書綴の 96 ページから 97 ページを御覧願います。それぞれの条例で定める集会施設等の一覧表にありますとおり、集落、自治会等で管理している 18 集会施設について、指定期間の 10 年を満了したことから、新たに指定手続を行うものです。

中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例においては、公募が原則であります。第 5 条第 1 項第 1 号の規定により、当該施設の性格、規模及び機能により公募することが適さないと認められることから、非公募で現在の管理者から応募いただいております。

指定期間につきましては、施設の老朽化や管理体制の確保が困難になりつつあるため、管理期間を 10 年から 5 年に変更し、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までとするものです。

指定管理者の選定については、関係課長等 13 名で構成します「中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審査し、これまでの管理実績から、全 18 団体について「適当」と認め、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定いたしております。

以上、議案第 43 号 中泊町の集会施設等に係る指定管理者の指定についての説明といたします。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。議案第 43 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 47 議案第 44 号

○議長（長利 司君） 日程第 47、議案第 44 号 中泊町過疎地域持続的発

展計画の策定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） 議案第44号 中泊町過疎地域持続的発展計画の策定について、ご説明申し上げます。

提出議案書綴の98ページを御覧ください。本計画の策定について、令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、過疎地域に指定された市町村は、地域の持続的発展を図るため、「過疎地域持続的発展計画」を定めることができるとされており、計画を定めることにより、過疎対策事業債等の財政支援を受けることができるものであります。

別添、「中泊町過疎地域持続的発展計画」を御覧ください。

当町においては、同法により過疎地域に指定されていることから、令和8年度から令和12年度を後期の計画期間、新たな5ヵ年として、御覧のとおり「中泊町過疎地域持続的発展計画」を定めるものであります。

本計画は、第3次中泊町長期総合計画を踏まえた内容となっており、町の概況や行財政状況、計画の基本方針及び基本目標等を明記する、表紙の次のページを御覧ください。基本目標等を明記する「1 基本的な事項」と各分野における課題及びその対策等を「2～13 持続的発展のために実施する施策に関する事項」に区分して構成し、明記した各事業について効率的かつ効果的に実施し、当町の持続的発展を図っていくこととしております。

本計画に位置付けられた過疎対策事業は、事前にご説明申し上げましたとおり81事業、総事業費142億1,344万1,000円となっており、これらの事業については、財政状況を勘案しながら計画的に実施していく予定としております。

以上、議案第44号 中泊町過疎地域持続的発展計画の策定についてご説明申し上げました。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長(長利 司君) お諮りします。

本日、町長から議案第45号が提出され、お手元に配付しております。これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定しました。

◎町長追加提案理由の説明

○議長(長利 司君) 町長に提案理由の説明を求めます。

濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

○町長(濱館豊光君) 追加提案をさせていただきます議案について、ご説明申し上げます。

議案第45号は、工事請負契約の締結についてであります。

中泊町総合文化センター改修工事(第2期)について、条件付き一般競争入札により工事請負契約を締結するにあたり、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、仮契約を締結したうえで、議会の議決を求めるものであります。

慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し

上げます。

◎追加日程第1 議案第45号

○議長（長利 司君） 追加日程第1、議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

木元財政課長。

○財政課長（木元 剛君） 議案第45号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

追加提案しました提出議案書を御覧ください。

本議案は、令和8年2月27日に仮契約を締結した工事請負契約について、中泊町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき提案するものであります。

1、契約の目的は、中泊町総合文化センター改修工事（第2期）であります。

2、契約の方法は、条件付き一般競争入札により、令和8年2月20日に入札を実施、2月27日に仮契約を締結しております。

3、契約金額は、1億9,668万円。

4、契約の相手方は、青森県北津軽郡中泊町大字芦野字福泊23番地、株式会社竹内組、代表者は、代表取締役、竹内大介氏であります。

なお工期は、議会の議決を得た日から令和8年12月28日までとなっております。

以上、議案第45号 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

○議長（長利 司君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（長利 司君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎日程第48 発議第1号

○議長(長利 司君) 日程第48、発議第1号 議員派遣についてを議題にします。

本案については、議員の限られた会期中の活動に加え、調査や研修等、また国や県等に対しての要請活動など、議会において必要があると認めるときは、議員の派遣ができるよう提案するものであります。

お諮りします。本案について、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、本案については、説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第49 委員会付託

○議長(長利 司君) 日程第49、委員会付託を議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定

しました。

お諮りします。中泊町議会総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、各常任委員会が所管する事項について、閉会中の継続調査としての申出がありました。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(長利 司君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(長利 司君) 今定例会に上程されました全議案について、長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これもちまして、令和8年第1回中泊町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 1時45分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長 長 利 司

署名議員 荒 関 富 雄

署名議員 和 田 博